

(案)

第１回水道ビジョンフォローアップ検討会

議 事 録

開 催 日：平成１９年４月２３日（月）

場 所：厚生労働省５号館１７階２１会議室

出席委員：伊藤委員、宇治委員、遠藤委員、佐藤委員(代理)、芝池委員(代理)、古米委員、
眞柄委員、御園委員(代理)、和田委員

○宮崎室長 ただいまから第１回水道ビジョンフォローアップ検討会を開催させていただきます。皆様方には御多忙中にもかかわらず御出席いただきまして、大変厚くお礼を申し上げます。私は厚生労働省健康局水道課水道計画指導室長の宮崎と申します。

事務局といたしまして、しばらくの間進行を務めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

まず会議に先立ちまして、配付資料を確認させていただきたいと思います。議事次第が１枚ございます。

それに続きまして今回の委員会の名簿、「検討会委員（案）」という１枚紙がございます。

資料２が「水道ビジョンフォローアップ検討会の設置について」という１枚紙、資料３が同じく「進め方について（案）」という２枚紙でございます。

資料４が平成１６年６月に取りまとめております水道ビジョンそのものでございます。

資料５はそれを説明するために概要版ということで作成しているものでございます。

資料６が「水道ビジョンの支援・推進方策」ということで、これは水道ビジョン作成後、厚生労働省の方でどのように対応してきたかということをもとめた資料でございます。

最後に資料７が「現状と将来の見通し」ということで、ビジョンに書かれておりますいろいろなデータのリバイズ版ということで御用意させていただいたものでございます。

資料の過不足等がございましたら事務局の方にお申し付けいただきたいと思います。

まず開会に当たりまして、山村水道課長よりごあいさつを申し上げます。

○山村課長 おはようございます。厚生労働省健康局水道課長の山村でございます。本日は皆様、御多忙の中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

水道ビジョンが今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策ないしその方策、工程を包括的に示すものとしたしまして、平成16年6月に作成されてから平成19年度で3年目を迎えることになるわけでございます。その間、平成17年1月にはISO/TC224に対応いたしました業務指標の規格化が行われ、同10月には厚生労働省から地域水道ビジョンの策定が提唱されました。また、各種検討会や予算要求の機会を通じまして、直ちに行うべき方策への積極的な取り組みが図られてきたところでございます。

水道ビジョンの政策目標の達成状況及び各施策・方策の進捗状況につきましては適宜レビューをし、関係者の方々の御意見を伺いながら施策・方策の追加見直しを行うこととされているところでございまして、第1回のレビューにつきましては水道ビジョン策定後3年目を目途に行うとされているところでございます。

こうしたことから、このたび当検討会を開催して、まず短期的に対応すべきとされている内容についてのレビューを実施いたしますとともに、策定から3年が経過した時点における目標の達成度から将来の見通しを予測いたしまして、施策・方策の追加見直しについての検討を実施させていただくということとしたものでございます。

当検討会は関係分野の専門家の方々を構成員としてお願いいたしまして、厚生労働省健康局水道課長が主宰する有識者検討会として開催するものでございます。委員の皆様方には御多忙の中、まことに恐縮でございますが、当検討会の開催は平成20年3月末までの間に1カ月ないし2カ月に1度の頻度で開催させていただきたいと考えているところでございます。検討の結果につきましては今後の水道ビジョンの取り組みに適切に反映させてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、会議の開催に当たりまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮崎室長 続きまして、御出席の委員の御紹介をさせていただきます。御着席の順に私の左手の方から御紹介申し上げます。

まず京都大学大学院教授の伊藤委員でございます。

続きまして、株式会社クボタ鉄管事業部長の宇治委員でございます。

続きまして、この委員リストに間違いがございまして、三春町の行財政改革室長となっ

ておりますが、財務課長の遠藤委員でございます。

続きまして、全日本水道労働組合中央執行委員長の佐藤委員でございますが、本日あいにく御欠席でございますので、代理で同じく全日本水道労働組合の書記長の久保田様でございます。

続きまして、北海道大学大学院特任教授の眞柄委員でございます。

続きまして、大阪府水道企業管理者の芝池委員でございますが、あいにく御都合がつかなかったものですから、本日は代理で、同じく大阪府水道部経営企画課参事の松本様が御出席でございます。

続きまして、東京大学大学院教授の古米委員でございます。

続きまして、東京都公営企業管理者水道局長の御園委員でございますが、あいにく本日御都合がつかみませんので、代理といたしまして、東京都水道局次長の東岡様でございます。

続きまして、主婦連合会参与の和田委員でございます。

委員の御紹介は以上でございます。

続きまして事務局、厚生労働省水道課の職員を御紹介いたします。各自、自己紹介というところでお願いします。

○大宮補佐 厚生労働省水道課の大宮と申します。よろしくお願いします。

○海野補佐 同じく水道課の海野と申します。どうぞよろしくお願いします。

○立川管理官 水道水質管理官をしております立川と申します。どうかよろしくお願いいたします。

○吉口補佐 水道課で課長補佐をしております吉口です。よろしくお願いいたします。

○宮崎室長 以上、水道課の担当でございました。

続きまして、事務的なことで申しわけありませんが、この検討会の進行に当たりまして座長を選出したいと思います。後から御紹介いたしますが、検討会には座長を選出することにいたしておりまして、座長は第1回の検討会において委員の中から選出することとさせていただきたいと思っておりますが、事務局といたしましては、この水道ビジョン、平成16年度の策定のときに座長を務めていただいております眞柄先生に引き続きこの検討会におきましても座長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。それでは眞柄委員に座長ということでお願いいたします。これ以降の議事進行につきましては眞柄先生に座長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○眞柄座長 今御紹介がありましたように、水道ビジョンを策定する際に座長をしておりまして、見直しをするのもそのときの座長の責任らしいということで、引き続きこの座長を務めさせていただきます。よろしく御協力をいただきたいと思います。

ビジョンを策定してから2年少し、検討を始めてからは3年ぐらいたっておりますが、3年でも我が国の水道を巡る状況はいろいろ変わってきておりますので、そんな観点からもフォローアップ検討会が実り多いものになるように御協力をいただきたいと思います。

また、水道法が制定されて50年がたっております。そういう意味では、ビジョンのフォローアップ検討会とは直接関連しないかと思いますが、これからの日本の社会にふさわしい水道法のあり方にも場合によればコミットすることもあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入りまして、最初に検討会の趣旨について事務局から御説明をいただきたいと思います。お願いします。

○宮崎室長 それでは、資料2に基づきまして簡単に御紹介させていただきたいと思えます。先ほどの課長のごあいさつとも重複しますので、ポイントだけ御紹介したいと思えます。

本検討会は平成16年6月の水道ビジョン策定から3年目の点検ということで設置させていただいております。現時点におきます目標の達成度ですとか、将来の見通しを予測いたしまして、施策・方策の追加見直しについて必要性及び追加見直しの内容の検討を実施いたしまして、水道ビジョンに適切に反映させていきたいと考えております。

もう一枚の紙でスケジュールを御紹介いたしますが、委嘱の期間は今年度いっぱいということで考えております。

座長は先ほど御選出いただきました。

その他におきましては、検討会の公開の扱いについては、検討会において決定するというふうにさせていただいておりますが、昨今、このように役所がかかわるような委員会におきましては原則公開ということだと思えますので、これは御議論いただければと思えますが、原則公開という扱いにさせていただけないかと考えております。

その他、検討会の運営に関して必要な事項は、座長と協議の上、水道課の方で決めたきたいと考えているところでございます。

○眞柄座長 検討会の設置、その趣旨等については先ほど山村課長から御紹介があったとおりでございますので、よろしく御了解をいただきたいと思います。

検討会につきましては、原則的には公開という形で進めてまいりたいと思います。ただ、これから何回か検討する上で特定の方の権利と利益、その他にかかわるようなことがある場合には公開にするかしないかということも御相談したいと思いますが、原則的には公開ということで進めたいと思いますので、お願いいたします。

それでは、検討会の進め方について御説明いただいて、その上で委員の方々からも御意見をいただきたいと思います。お願いします。

○宮崎室長　引き続きまして資料3に基づきまして、このフォローアップ検討会の進め方についてお諮りしたいと思います。

まず検討方針でございますが、水道ビジョンの目標年次が平成25年度でありますので、先ほど来申し上げておりますように、策定後3年目を迎える現時点での施策目標の達成状況等についてレビューを行うということでございます。

今回のレビューは、主には直ちに実行に移すべき方策の着手、実施状況を中心に評価を行っていききたいと思います。水道ビジョンの中には短期的に対応すべきものと長期的にという2種類の目標がございましたので、そのうち3年目の第1回目の点検でありますので、短期的にという方を主な対象として評価を行っていただきたいと思いますと考えております。

その結果に基づきまして、目標の妥当性の検証ですとか、新たに記述を追加する必要性、あるいは現時点で時点修正と言いますか、統計も年々整備されてきておりますので、そういう修正も当然あると思われまので、そのような御検討をお願いしたいと考えているところであります。

大きくは検討事項等にありますように、現時点での現状と将来の見通しということを中心ということで考えておりまして、2)にありますように、目指すべき方向性ですとか、長期的な施策目標につきましては、中長期的な目標を示しているものでありますので、今回はレビューの対象としないという方針で行かせていただければと思っております。

水道ビジョンの内容につきましては後で簡単に御紹介もさせていただきたいと思いますが、今回の検討におきましては短期的なものを中心ということで行かせていただきたいと思いますと考えております。

その上で第5章「政策目標達成のための総合的な水道施策の推進」及び第6章「各種方策の連携による目標の早期達成」といったところにつきましては、水道ビジョンの5つの主要施策課題ということでまとめているところでありますので、それらの5つの課題ごとに現在の達成状況を確認していきたいと。それに基づきまして評価、あるいは今後の課題

を論点として整理していきたいと考えているところであります。

この中で、水道ビジョン作成時にはなかったような課題がもしあれば、それらも含めてあわせて議論していければと考えているところであります。

これらの検討を踏まえまして、この検討会としての報告書を取りまとめるとともに、水道ビジョン、16年にまとめておりますけれども、必要に応じて水道ビジョンの改訂版、名称については御議論の後で結構かと思っておりますけれども、何らかの形で改訂ということとさせていただきますと考えているところであります。

なお、改訂版という名称についてはさておきといたしましても、この改訂版をまとめるということになれば、前回同様、パブリックコメントを実施いたしまして、検討会にも最後、御報告もということで考えたいと思っております。

スケジュールについてですが、1枚めくっていただきまして、年度内に7回程度は開催をお願いしたいと考えております。本日は第1回で、会議の発足ということでありますので、水道ビジョンの復習からお願いいたしまして、現時点でのレビューの若干の追加報告ということでさせていただきたいと考えております。

次回は5月ごろを予定しております、5章、6章の進捗レビュー、施策群の論点整理といったことをお願いしたいと考えております。先ほど眞柄先生からも御紹介がありましたように、6月に実は水道法施行50周年の記念事業が予定されておまして、できればその記念事業の場で水道ビジョンの論点についても御紹介させていただいて、水道界が抱えている現在の課題の認識ということ、情報の共有ということを水道法50周年の場でも行っていきたいと考えておりますので、次回のこの検討会の場におきましては、そういった資料のたたき台のようなものも議論いただきながらというふうに考えております。

第3回、4回、5回はまだ先ですので、内容についてもぼやっとしておりますが、先ほど御紹介いたしましたように、5つの課題が施策群ということで水道ビジョンにはありますので、それらの施策群、それぞれ現時点での点検ということでお願いしたいと考えております。ここらは少し委員の方々から、こんな資料をもっと用意しろとか、そういうことを反映させていきながら議論をというふうに考えておりますので、とりあえずこう書いておりますけれども、順番などは多少変わっても結構ですし、内容についても、こういうものをもっとということがあれば、おっしゃっていただければと考えております。

いずれにいたしましても、災害対策等の充実、環境・エネルギー対策の強化、国際協力等を通じた国際貢献、安心、快適な給水の確保、水道の運営基盤の強化といったテーマは

いずれかの検討会の場で御議論をお願いしたいと考えております。

12月の第6回と書いてありますところに「地域水道ビジョン事例紹介等」と書かせていただいておりますが、これは水道ビジョン策定以降、地方の水道事業体、あるいは県でつくっていただいたところもありますけれども、地域の水道ビジョンを作成してほしいということを水道課の方から申し上げたところ、現時点では100を少し切るぐらい、98ぐらいの事業体で地域水道ビジョンというのを策定していただいております。

これはそれぞれの水道事業体におきます課題を点検・レビューするとともに、将来の目標をビジョンとして示して、どうやっていくかということを明らかにしたものでございすけれども、そういったものの中で、これはなかなかいいねとか、皆さんの参考になるねといったものをピックアップいたしまして御紹介、あるいは、できればつくった方々に来ていただいて御発表ということもあるかもしれませんが、そんなことができないかなと思っております。

本日お見えの東京都でありますとか、大阪府の方々もつくられておりますので、そういった方々でも構わないかもしれませんが、それはまた委員の方々の中で、あそこを紹介したらどうかという御意見があれば事務局の方でセットアップしたいと思っておりますので、そういったことも御議論いただければと考えております。

最後になりますが、第7回あたりで水道ビジョンのレビューの報告書（案）と改訂版の検討をいただきまして、パブリックコメントを行い、レビュー結果に対して特段対応すべき、議論すべき事項が生じた場合には、必要に応じてもう一度検討会を開催するということも考えまして、できれば年度末にはまとめて、年度明け早々には公表していきたいといったスケジュールで考えているところでございます。

1枚目に戻っていただきまして、検討会の公開につきましては先ほどもお諮りさせていただきましたが、原則公開したいと考えております。ただ、こちらから積極的に傍聴希望者を募るということまでは考えておりません。基本的にはオープンではございますが、座席の限りもありますので、御興味のある方々は来ていただければと。あと、マスコミの方にもオープンにさせていただいておりますので、積極的な募集まではしないけれどもオープンということで御了解いただきたいと思います。

当然、議事概要ですとか、会議資料につきましては委員の確認後、水道課のホームページで公表ということにさせていただきと思いますので、よろしくお願いいたします。○眞柄座長 ありがとうございました。この検討会の進め方について説明がありましたが、

何か御質問や御意見がありましたら、どうぞお出しください。いかがですか。

○伊藤委員 今おっしゃった地域水道ビジョンの事例、これはできればもうちょっと早く拝見したいと思いますが、いかがでしょうか。いいのをつくられているところが確かに幾つかありますので、それらはこの検討会にとっても貴重な情報になると思います。

○古米委員 最終的に、後半の地域水道ビジョン事例紹介のなかで重要なものを対象として、今回短期的に対応しなくてはいけない5つの項目を具体的にどう実行に移されようとしているのかをマトリックスで整理すると、レビュー報告書も魅力的になるのかなと私は感じています。その整理作業が早ければいいのかどうかわかりませんが、最終的にそういうまとめ方もあるのかなと感じました。

○眞柄座長 ありがとうございます。その辺については、1回、2回はとりあえずビジョンの復習と、それについてどれぐらい進めているかというような実態の御報告をいただいた後で、地域水道ビジョンの幾つかについてお話をいただくというような形で行きたいと思いますので、そんなこともちょっと事務局で工夫してください。お願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。後から説明があると思いますが、1ないし3年以内でこういうことを検討しようという宿題がビジョンに出ておりましたので、その提案されている事柄に対して3年たってどれぐらい進んでいるかというようなことを中心に見直して今後の展開を考えるというのがこのフォローアップ検討会の目的であるということで行きたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、改めて水道ビジョン、16年にできたものですが、これについて概要を御紹介いただいて、この検討会で主としてやらなければならないのはどれかということについて浮かび上がらせていただきたいということで、お願いいたします。

○大宮補佐 説明させていただきます。お手元に資料4としまして水道ビジョンの本文、それと資料5としまして水道ビジョンの概要がございます。資料5で説明させていただきますので、よろしくお願いします。

まず水道ビジョンの目的です。過去の経緯としまして、「今後の水道の質的向上のための方策について」（平成2年11月）、それと「21世紀に向けた水道整備の長期目標（ふれっしゅ水道）」（平成3年6月）で水道及び水道行政の抱える課題や議論の方向性などが示されました。「21世紀における水道及び水道行政のあり方」（平成11年7月）でそれらを具体的に整備してまいりました。

その成果については幾つか平成13年の水道法改正等で反映いたしました。しかしながら、

我が国の水道を取り巻く環境は刻々と変化し、新たな深刻な課題も挙がってきております。例えば個人用水、井戸の水質問題、市町村の合併、そのほかにも挙げられると思います。

水道ビジョンは現状と将来の見通しを分析・評価し、今後の水道のあるべき姿を水道にかかわるすべての人々の間で共通認識とすること。そのため、水道関係者の共通目標の設定、今後の政策課題の明確化、その課題に対する具体的な施策、方策等を明示することとしました。

続きまして、水道の現況と将来の見通しということで、この時点で整理したものでございます。5つの観点からさまざまな課題が挙げられました。

(1) としまして、「安全な水、快適な水が供給されているか」。水道水源の水質の悪化と水源から給水栓までの水質管理の課題。貯水槽水道及び給水管・給水用具の管理不徹底。未普及地域の存在と未規制水道における衛生管理の不徹底の問題。汚水リスクに係るリスクコミュニケーション。

(2) としまして、「いつでも使えるように供給されているか」。水道の広域化・統合。災害対策等非常事態への対応の充実の必要性。水資源を巡る課題。

(3) としまして、「将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか」。更新期を迎えた37兆円の水道資産と人口の減少。運営形態の多様化、資金の確保。需要者のニーズへの的確な対応、需要者の視点に立った事業運営。水道文化、水道技術継承の危機。技術革新、技術開発。

(4) としまして、「水道は環境保全などの社会的責任を果たしているか」。高まる環境問題への対応の重要性。水道事業による率先的な取り組み。

(5) としまして、「世界の中で我が国の水道はどのような役割を果たすべきか」。途上国における深刻な水不足。水道分野における国際調査の推進。

続きまして、次に目指すべき方向性でございます。水道ビジョンの共通目標は「世界のトップランナーを目指してチャレンジし続ける水道」といたしました。その意味は、我が国の水道は質、量、経営の安定性など、世界的に見てもトップレベルと言えます。しかし、現状に甘んじることなく、みずから高い目標を掲げて常に進歩発展し、将来にわたって需要者の満足度が高くあり続け、需要者が喜んで支える水道であることを目標とすることです。そして、あらゆる分野で世界のトップレベルとなるため、5つの政策課題を位置づけました。安心、安定、持続、環境、国際です。

次に、長期的な政策目標を挙げました。先ほど挙げた5つの政策課題別に目標を掲げま

した。安心としましては、すべての国民が安心しておいしく飲む水道水の供給。安定としましては、いつでもどこでも安定的に生活用水を確保。持続につきましては、地域特性に合った運営基盤の強化、水道文化・技術の継承と発展、需要者ニーズを踏まえた給水サービスの充実。環境には、環境保全への貢献。国際には、我が国の経験の海外移転による国際貢献。

続きまして5としまして、政策目標達成のための総合的な水道施策の推進でございます。安心、安定、持続、環境、国際、この5つの政策目標を達成するために5つの課題解決型の施策群を推進するものとしました。施策群は、(1)としまして、水道の運営基盤の強化。(2)としまして、安心・快適な給水の確保。(3)としまして、災害対策等の充実。(4)としまして、環境・エネルギー対策の強化。(5)としまして、国際協力等を通じた水道分野の国際貢献。

水道ビジョン本文では、この各施策ごとに問題点を分析し、推進すべき施策を挙げておりますが、ここでは省略させていただきます。

続きまして、6番としまして各種方策の連携による目標の早期達成についてです。各種方策はその性格から5つに分類できます。1つは評価軸としまして、水道事業の質的な向上を促進するための措置。1つは規制軸としまして、水道法等による基準等の設定や規制の見直し。1つは政策誘導軸としまして、政策目的達成のための誘導施策の充実。1つは計画軸としまして、水道の改革の計画的推進。1つは連携軸としまして、関係機関・関係者との連携強化による水道の質の向上と合理的な経営の推進です。

これらは相互に関連するもので、バランスのとれた組み合わせにより、相乗効果、効率性が発揮されるものであります。また、これについても水道ビジョン本文では各種の方策、その定量的・調整的な目標を記述しておりますけれども、ここでは省略させていただきます。

続きまして7として、関係者の参加による目標の達成。水道ビジョンの目標は、量的にも、質的にも高いレベルの給水サービスとなります。そのためには水道の利用者、ビル等の設置者、施設の管理者、また水道事業者はもとよりですが、そのほか水道関連の資機材等製造業者、施工業者、維持管理業者、コンサルタント等の民間事業者、水道分野の技術者や研究者、市民団体やNPO、水道以外の分野の関係者、そして行政と。これらすべてがそれぞれの立場で積極的に参加して、お互いに十分な連携を図ることが不可欠でございます。それによって掲げました水道ビジョンの目標が初めて達成できると考えました。

最後にスケジュールとフォローアップについてでございます。水道ビジョンの目標年度は平成25年といたしましたが、短期的には直ちに実行すべき方策はすぐに着手・実施を図るものとしております。それは、短期的な対応としましては1年から3年以内に対応する。長期的には目標達成に向け努力に傾注して施策目標の早期達成を図るものというふうにいたしました。

また、施策目標の達成状況及び施策・方策の進捗状況につきましては適宜レビューをし、関係者の意見を聴取しつつ、施策の方向性の追加見直しを行うこととしております。平成16年に水道ビジョンが公表されて、第1回のレビューは其中で3年後を目途に行うと記載しておりまして、ことし平成19年が3年目に当たっております。

以上、簡単ですが、説明させていただきました。

○眞柄座長 ありがとうございます。ビジョン全体の骨格について御説明があって、それぞれの中身については触れられていなかったわけですが、今の説明に関して御質問や意見がありましたら、どうぞお出しください。

○古米委員 今回は特に5章と6章を中心的に検討するというところで、特に6章の5つの主要施策について達成状況を調べるということでしたが、6章の中身としては、後半には制度的対応だとか、技術開発・技術者の確保という節も立てられています。本検討会のスケジュールの中で特にそういった点は出てこなかったのですが、これらは全体的な話なので、特に取り上げて検討するということではないのでしょうか。

○宮崎室長 制度的概要につきましても議論の対象であると考えておりまして、ただ、おっしゃるように、ビジョンで何とかするというのを必ずしも書いているものはなかったものですから、現時点で、例えば事務局で考えまして、今の水道法が時代に合っているかというような、そういう問題意識は常に事務局としては持っておりますので、そういうことも御紹介させていただきながら、この検討会そのものは制度を改正するという検討会ではないものですから、その結果どうこうということには必ずしもならないかもしれませんが、我々の問題意識を共有させていただいて御意見をいただけないかなと。そういうことは考えております。

○眞柄座長 ほかにございますか。

○伊藤委員 6章のところですが、主要施策ごとに達成状況を確認するということが、目標そのものの取り扱いについて発言したいと思います。つまり、前回のビジョンの策定の委員会のときには、この中身、つまり数値目標がたくさん挙がっているわけですが、そ

の数値目標についての妥当性というか、目標値はこれぐらいの値でいいですかというところまでは十分議論できなかったんですね。私も委員会の席上で、これは本当にできるんですかというようなことを申し上げたこともあったのですが、そういう目標とすべき項目や数値目標そのものの見直し、再検討、そういうことも含められるかどうか。あるいは、行政としては一旦決めたものだから、これは変えられないという立場もあるかも知れませんが、そのあたりの考え方はいかがでしょうか。

○山村課長 世界のトップランナーを目指すという観点でかなり思い切った目標設定を水道ビジョンではしているというふうに思います。今、伊藤委員から御指摘のあったように、それは本当に100%実現可能なのかと。耐震化などはいつでもできるかと。こういう議論は現実にございまして、実は昨年、国会の質問が2回ほどございましたけれども、そういう中でも御質問のあったところでございます。

要は、理念的な目標とその解釈をどのようにするかということではないかなと思っておりまして、今、100%と掲げているところを少し抑えて95%にしたらみんなが納得するのかというと、なかなかそういうことでもないのではないかと思います。したがって、その辺の統一的な解釈を確認しておくということが当面必要なことではないかと思えます。

○眞柄座長 伊藤先生、いかがですか。

○伊藤委員 そういう考え方を書き込めばいいんじゃないかと思います。

○眞柄座長 それと、3年前、我々が考えていた具体的な目標以外に漏れていたこともあるのかもしれないし、そんなこともつけ足すというのもあっていいのだらうと思います。

課長にお伺いするのがいいのか、宮崎さんにお伺いするのがいいのかわからないけれども、水道ビジョンを全国の水道事業体、あるいは水道に関係する民間、あるいは組合も含めて、水道界で熟知している程度と、普通の国民というか、普通の市民がビジョンを理解している程度というのを水道課としてどの程度評価されていらっしゃるのですか。自己評価して結構です。それは課長でもいいし、どちらでもいい。

○山村課長 両方から答えるのが、いろいろな角度からの見方としていいのではないかと思います。水道ビジョンについてはこの3年間で、水道界においては非常に定着してきたと思います。国会の議論でも、「水道ビジョン」という名称で質問が出て、それに対して答えていると。さらに予算要求につきましても、水道ビジョンを推進するということとで要求し、また認められてきているということから考えますと、行政的には、水道ビジョ

ンはこの3年間できっちりとした定着を見たということが言えるのではないかと思います。

さらに、それがどれほどの広がりを見せているかということが今の委員長の御質問のポイントだと思いますけれども、今、地域水道ビジョンの策定というのを各地で取り組んでいただいております、その際に、水道ビジョンというのは国の全国的な目標ということで考えつつ、具体的な目標についてはそれぞれの地域ごとに、実情に即してお考えいただくということが適切だと。こういうお話をさせていただいております、そういう意味で、各地域におきましても、水道ビジョンを念頭に置きつつ、それぞれの課題についての取り組みを考えていただいていると。

地域水道ビジョンの策定に当たりまして私たちの方でお願いしておりますのは、ぜひ地域水道ビジョンの策定結果を公表していただいて、水道の利用者に水道事業者がどういう考え方で取り組んでいるか、こういうのを示していただきたいというところをお願いしております。その点がこの地域水道ビジョンの大きなポイントの一つにもなっているところでございます。

その取り組みに当たりましては、毎年一遍行っております水道週間の実施要綱にも記述いたしまして、地域水道ビジョンの策定、あるいは公表ということについて広く市民への啓発活動の中で取り組んでいただくと。こういうようなこともお願いしているところでございます。

したがって、水道事業者からのベクトルの方向としては、地域水道ビジョンの策定の推進とともに、そういった方向性が評価されているというふうに理解し、また、さらに推進を期待しているところでございます。

その成果いかんにつきましては、これはいろいろ評価の分かれるところであろうかと思いますが、地域の水道利用者の方々にそういった水道事業、水道行政の取り組みについてどのように御理解していただくかということにつきましては、まだ具体的にそういうものを調査したということはございませんけれども、引き続き御理解を求めていくということが必要な状況になっているのではないかと思います。

○眞柄座長 先ほど、地域水道ビジョン、99カ所だとかというお話があったのですが、給水人口ぐらいたと何%ぐらいのカバー率になっていますか。

○宮崎室長 後で御紹介と思っておりましたが、資料7の21ページをお開きいただきますと、これはいつも水道課のホームページに出している図ですけれども、人数でいきますと

上水道事業で44%、用水供給で52%ということになっております。プランとして98と、まだ100に至っておりませんが、水量でいきますと半分ぐらいは来たかなという感じでございます。

ただ、後で主婦連の和田委員から御意見が多分あると思いますが、我々の情報提供の努力が一般の方々ですとか、市民の方々に十分届いていないのではないかと御批判はいつもいただいているところでありまして、それは我が方としてももう少し反省しなければいけないことかもしれません。これは和田委員の方から別途御指摘があるかと思いますが。

○眞柄座長 水道事業体がつくられても、給水区域の方々のところへ情報が直接届くということは大変難しいことですし、情報過疎の方もいらっしゃるし、そういう意味では情報をつくったものをどうやって伝えていくかというのは非常に重要なことだし、今後検討しなければいけないことなんでしょうね。ホームページに載せたらもうそれで終わりというわけにもいかないわけですね。

ほかに何かございますか。特になければ、続いてビジョンの支援・推進方策について御説明ください。

○吉口補佐 資料6に基づきまして、水道ビジョン策定から3年経過しているわけですが、国を中心にしましてどのような方策を講じ、また講じようとしているかということにつきまして御説明させていただきたいと思います。

先ほど、水道ビジョンの説明の中にもございましたように、水道ビジョンは運営基盤の強化、安心・快適な給水の確保、災害対策の充実、環境・エネルギー対策、水道分野の国際貢献という5つの施策群がございますので、その5つの施策群と、それから全般的な部分ということで6つに分けてまして説明させていただきたいと思います。

まず全般的な部分でございますけれども、表の中でブルーの部分は、この施策は実施しておりますというものでございます。イエローの部分が継続中、白抜きの部分につきましては今後実施していきたいというものでございます。

全般的な面の1番目でございますけれども、水道ビジョンが作成されまして、そのビジョンの達成度をはかるような指標といたしまして業務指標、P I が日本水道協会規格として策定されてございますけれども、そういったものを踏まえまして、水道のデータのとり方につきましてもこれに対応させていく必要があるということで、水道統計の調査項目の追加見直し等を実施いたしますとともに、また、番号の3番でございますけれども、日本水道協会規格、P I につきましては水道事業ガイドラインの解説編というものを策定い

たしまして、これが関係者において十分に利用されていくように解説書を策定してございます。

地域水道ビジョンの関係でございますけれども、水道ビジョンを踏まえまして、それぞれの水道事業者がみずからの事業の経営戦略として立てていただきます地域水道ビジョン作成につきまして、平成17年10月に水道課長より都道府県、事業体に通知いたしまして、平成20年度を目途にしまして、できるだけ早期に作成してくださいということで推奨させていただいております。

これに関連いたしまして、7番でございますけれども、その策定状況につきましては逐次フォローアップいたしまして、先ほども出てまいりましたが、水道課のホームページでも策定の状況について紹介させていただいているところでございます。

水道ビジョンを推進していくに当たりまして、今後の大きな課題としましては、施設が大量更新を迎えるという時代に入ってくるわけでございますが、その際に必要となります施設更新の必要性をわかりやすく説明するための手順書を作成いたしましたり、また、5番でございますように、施設の健全度を水道事業者みずからに判定していただくための基準とそのためのマニュアルといったものも策定しているところでございます。

6番、8番でございますけれども、今回、検討会を開かせていただいておりますように、水道ビジョンの進捗状況を把握していくということで、目標達成の状況を把握するための調査を推進いたしますとともに、水道週間といったような場、あるいはホームページ等を充実させることによりまして、ビジョンに基づきます施策、進捗状況、PR、情報提供を促進中でございます。

以上が全般的な面での取り組みの状況でございます。

続きまして3ページをお開きいただきまして、5つの施策群の1つ目でございますけれども、水道の運営基盤の強化でございます。この水道の運営基盤の強化といたしましては、水道ビジョンの中で主要な施策といたしまして、従来は施設が統合するような形での有機的連携をとるような形での水道の広域化ということがございましたけれども、水道事業の経営基盤、技術基盤の強化を図る観点から、従来の施設の統合だけではなくて、管理の共同化でありますとか、経営の一体化、あるいは事業の統合といった新たな水道広域化という考え方を示してございまして、そういった新たな広域化を推進するということをこの運営基盤の評価の中の一つの施策として位置づけているところでございます。

また、多様な連携の活用によって運営形態を最適化していこうということで、第三者委

託の制度、PFI等の民間経営的な手法も導入するような環境が整ってきてございますけれども、そういったものを必要な状況に応じてうまく活用していくということを掲げてございます。

また、持続可能な水道を目指した運営・管理の強化ということで、大量更新の時代を迎えることを踏まえまして、中長期財政計画に基づいて老朽化していく施設を適切に更新して施設を再編・構築していこう、あるいは、そういった本格的な維持・更新時代の中で従来の事前審査の体制から事後チェック体制というものを強化していく。こういったことを運営基盤の強化の中で主要な施策としてビジョンの中では掲げているところでございます。

3ページのところでございますけれども、まず1番から4番のところ、これは制度的な面、枠組的な面についての取り組み、方向性について書かせていただいておりますけれども、先ほど申し上げました新しい広域化の考え方、こういったものを進めていこうということでモデル的なケーススタディを実施しますとともに、それらを踏まえて手引書を作成しましたり、あるいは新たな広域化を促進するような補助制度の面においても、そういった方向での充実を考えていきたい。さらには、必要に応じて制度的な見直しということも考えていく必要があるであろうと考えてございます。

また、従来からの水道広域化ということで、広域的水道整備計画に基づく施設整備が進められてございますけれども、広域的水道整備計画や、さらに県の水道整備基本構想、こういったものにつきましても新しい広域化の考え方、地域水道ビジョンといった視点も取り入れた見直しを考えていきたいということで取り組みを進めているところでございます。

2番から4番につきましては指導監督の体制、制度にかかわることでございますけれども、本格的な維持更新の時代を迎えるに当たりまして、需要停滞期にも必要な事業計画の見直し、チェックが行われ、事業計画の縮小を把握することが認可権者にとって可能となるような指導・監督面での強化、あるいは、事後チェック体制の強化ということで、必要な場合には制度的な改正を実施していきたいと考えてございます。

また、2番にございますように、事後チェック体制を強化する一方で、簡潔にできる事前審査の部分につきましては簡潔にしていくということで、従来は事業認可の変更の中で、例えば浄水方法を変更するだけという際にも、給水量、給水人口、そういった事業計画全体をもう一度見直していただくということでございましたけれども、そうしたことが、後

ほどまた出てまいりますけれども、クリプトスポリジウム対策ということで、浄水方法を変更したいけれども事業計画まで変えなければならないといったことが負担になっているようなこともございましたので、それらを踏まえ、また浄水方法の中には既にスタンダードな方法として詳細な審査を経なくても十分大丈夫ですよというようなこともございますので、昨年度末に水道法施行規則の方の改正をいたしまして、給水区域の拡張や給水人口、あるいは給水量の増加を伴わないような場合でスタンダードな浄水方法の変更につきましては、変更認可ということではなくて、軽微な変更として事前の届け出で足りるという制度改正もさせていただいたところでございます。この4月1日から施行させていただいてございます。こういったような事前審査について簡素化できる部分は組み入れながら、さらには事後チェック体制の強化を考えていきたいと考えているところでございます。

次に4ページをお開きいただきまして、5番から7番は運営基盤の強化のための補助制度をどのように充実させてきたかというところでございます。5番は、簡易水道事業統合再編を進めます際に必要となる遠隔監視システムの対象事業を17年度から補助メニューの中に追加してございますし、また18年度には簡易水道と統合します上水道の対象範囲を拡大するといったような補助要件の緩和をしてございます。

そして本年度、簡易水道補助制度を大きく見直しまして、経営が脆弱な簡易水道に対する支援制度は維持するという基本は踏まえながら、簡易水道の統合を促進させていくという方向で統合の推進と高料金対策への重点化ということで補助制度を見直しまして、19年度、本年度より実施することとしております。

次に、8番以降にございますけれども、これらは運営基盤の強化のために資するガイドライン、マニュアル類の策定の取り組み状況でございます。8番は広域化計画策定指針ということで、先ほど申しました新たな広域化といったものを進めます際の手引書の策定を現在進めているところでございます。

9番目でございますけれども、運営形態最適化ガイドラインということで、水道事業、制度的には民間化も認められてございますし、さまざまな民間経営的手法というのがツール的にはそろってきているところでございますが、水道事業者がみずからの経営状況の自己診断とその結果を踏まえ、最適な経営を進めるためにはどのような診断手法と改善検討手法があるのかといった手引の取りまとめを現在進めているところでございます。

5ページをお開きいただきまして、第三者委託導入ガイドラインでございますけれども、これは平成13年の水道法の改正によりまして、技術力のある第三者に水道法の責任の部分

も含めまして包括委託制度が制度化されてございますけれども、その制度を活用する際の手続、留意事項を取りまとめた手引書というものを現在、作成しておりまして、最終段階になってございますが、また近く水道事業体の方に周知していきたいと思っております。

11番目はPFIの導入ガイドラインでございます。また、12番目でございますけれども、水道事業は、第三者の立場、公正な立場から評価いただく、こういった場面もこれから出てくると考えてございまして、第三者機関による評価をするための手法の基本的な考え方を取りまとめてございまして、出版社の方から出版物として発行していく予定にしております。また、本年度以降も引き続きマニュアル作成を検討していく予定にしております。

13番でございますけれども、水道の中には簡易水道等の小規模な水道がございますが、そういった小規模水道の運営基盤、技術基盤を強化するため、例えば民間委託を視野に入れた共同管理、どういうメリットがあるのか、効果があるのかといったようなことを、モデルケースを踏まえながら検討いたしまして、先ほど御説明申し上げました広域化計画策定ガイドラインと相まって広域化を促進するための考え方を取りまとめていきたいということで取り組んでいるところでございます。

続きまして6ページをお開きいただきまして、国の施策でございますけれども、安心・快適な給水の確保についてでございます。安心・快適な給水の確保につきましては水道ビジョンの中で、原水から給水栓に至るまでの統合的なアプローチによって水道水質を向上させていこうということを掲げておりますとともに、一方で、未規制の施設でありますとか、小規模な施設の管理も充実していこう、こういったことを掲げているところでございます。

具体的な内容を見ていきたいと思いますが、1番でございますけれども、安心・快適な水の確保の最も基礎的な部分になります水質基準でございますけれども、こちらにつきまして、逐次改正をしていくということで進めてございますけれども、最新の科学的知見に従って常に見直しを実施中でございます。

2番目の方は、申しわけございません、少し整備が不十分で、次の災害対策のところでは御説明させていただきたいと思っております。

3番から5番につきましては補助制度にかかわる部分でございますけれども、3番は水道原水バイパス管ということで、水質改善をするために水質汚染がされている原水、あるいは自然の温泉水が河川の中で自噴している、こういった場合に、それをバイパスさせる

ような工事を実施することによって水道原水の水質改善をしていくということが考えられるわけですが、それへの補助制度というのを17年度よりスタートさせていただいてございます。

4番でございますけれども、これは簡易水道の関係でございますが、クリプトスポリジウム対策といたしまして、従来の水源から代替水源に変える際の整備事業をメニューとして17年度、同じく追加させていただいております。そして、本年度からでございますけれども、簡易水道も上水道も含めたクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策といたしまして、新たに紫外線処理施設の導入ということを施設基準省令の中に組み入れてございますので、それに対応いたしまして紫外線処理施設の整備を補助メニューに追加いたしますとともに、上水道事業につきましても代替水源ということで対応する際にも、その整備事業を補助メニューに追加することを今年度よりスタートすることとしてございます。

6番目以降はガイドライン類、あるいは調査研究の実施状況でございますが、6番目は水安全計画策定ガイドラインということで、原水から給水までの汚染リスクを分析・評価しまして、それに応じた形で適正な管理を実施していこうという考え方がWHOで提唱されてございますけれども、それらを踏まえまして水安全計画策定ガイドラインの検討の実施を進めているところでございます。

7ページをお開きいただきまして、7番、あるいは11番でございますが、こちらは貯水槽水道や小規模な施設の水質管理ということで、管理の運営マニュアルを策定いたしましたり、あるいは小規模水道の水質管理水準の向上を図るための調査・検討の実施をしてきてございます。

9番でございますけれども、健康危機管理にかかわるホームページ作成ということで、飲料水に關します危機管理に関する情報を取りまとめまして水道課のホームページの中で御紹介させていただくような取り組みを昨年度よりスタートしております。

10番目でございますけれども、こちらにつきましては厚生科学研究費等によりまして、先ほどの水道水質の逐次改正のための最新の知見でありますとか、あるいはクリプトスポリジウム対策に関する研究、こういった研究を例年進めているところでございます。

8番と、次のページに参りまして13番、14番、15番でございますけれども、財団法人水道技術センターを中心にいたしまして産学官で進めております水質に関連します研究の状況でございますけれども、まず8番のe-WATERにつきましては、大規模な上水施設におきまして、膜ろ過施設を導入するためのガイドラインや鉄系・高分子凝集剤の使用ガ

イドライン、あるいは先ほど来出ております紫外線消毒ガイドライン、こういったものを取りまとめておりますとともに、13番のe-WATER IIということで17年度より取り組みを進めてございますが、水質に応じた浄水処理を評価し対応する技術を確立するための研究と、おいしい水を目指しまして臭気物質等の検出対策に関する研究を行うe-WATER IIを進めているところでございます。

また、Epochということで、こちらは水道の管路にかかわるような関連のところでございますけれども、これまで水道の管理におきましては管路内で濁質やさび等が滞留することによりまして、これを除去するために年間5億トンの水が作業用水として排出されているというところがございます。また、漏水等で14億トンという水量が浪費されてきて、合わせまして年間19億トンに達しているというような状況があるわけでございますけれども、こうした水資源がむだになっている部分を有効に使っていくということで、管路の濁質に関する原因調査、最適管網システムの研究、濁質除去のシステム開発ということで研究を進めてまいりました。

また、New Epochということで、平成17年度からは管路施設の機能診断・評価に関する研究を実施中でございまして、残留塩素の減少・消失等の水質変化を主な判断指標としまして、管内面の劣化状況を診断・評価する手法の検討を行い、水質から見た管路の機能診断技術を開発するといったことと、非開削の統計的手法や物理的手法を用いることによって、埋設管路の状況を効率的・簡易に把握できるような診断技術を開発しようということで研究を進めているところでございます。

次に9ページをお開きいただきまして、高度処理施設の標準化に関する調査ということで、その時々的高度処理対策のための知見集積のための調査というものを逐次実施しているところでございます。

17番から19番につきましては給水装置の関連でございますけれども、給水装置における逆流防止に焦点を当てた検討を進めますとともに、給水装置の工事につきましては、10年前に水道法が改正されまして、指定給水装置工事事業者制度が導入されてございますけれども、そういった10年間の施行状況の評価と今後の方向性ということを検討するための課題の整理といったものを検討いたしました。

また19番につきましては、給水管の中で鉛製の管がいまだ1万キロ以上残されてございますけれども、水道ビジョンの中ではこれを5年後に半減させる、できるだけ早期に0にするという目標を掲げてございまして、そのために布設がえを進めていくための方策につ

いてまとめました。

次に10ページをお開きいただきたいと思います。次の施策群でございますが、災害対策の充実でございます。災害対策は地震や洪水対策、さまざまな危機管理、こういったことについて充実をさせていこうということを掲げているところでございますけれども、先ほど、6ページの2番でございますが、これは災害対策の方のものを前の方に載せてしまっ
てございますけれども、施設の耐震化の中でも水道管路の耐震化に関する検討会ということで昨年度、検討を実施してございます。これはいまだに耐震性の低い管路が占める割合が高いわけでございますけれども、水道管路の耐震化を進めます際には、水道管路に係る耐震基準を明確化していくということが必要になりますとともに、また、老朽が進んだり、耐震性が低い管路については布設がえを促進していく必要があるということで、そういった管路についての促進策について御検討をいただいております。

10ページの方を見ていただきますと、災害対策の関連の補助制度の充実でございますけれども、1番目につきましては、災害の際に基幹病院等につきましては、こういったところが給水優先度が最も高いわけでございますけれども、給水人口5万人未満の水道事業におきまして、基幹病院等への配水管につきまして耐震化を行う場合の補助メニューというものを17年度に追加してございます。

また、本年度からでございますけれども、管路につながる浄水場や配水池等の基幹構造物についても管路とあわせて耐震化を図っていくということが重要でございますので、地震防災対策強化地域等におきまして、基幹構造物の耐震補強事業を補助メニューに追加することとしてございます。なお、この際、改築更新をした方が有利な場合につきましても、補強費相当額を補助させていただくという考え方になってございます。

管路の中で最も耐震性が低いものとしまして石綿セメント管があるわけでございますけれども、その更新事業を促進させるために補助要件の一部撤廃をしまして、さらに石綿管の解消を促進させたいということで、これにつきましても19年度、本年度から実施することにしてございます。

4番以降につきましては、ガイドライン・マニュアル類でございますけれども、地震対策マニュアルの見直しということで、阪神淡路大震災を踏まえて策定しました「水道の耐震化計画策定指針」をその後の中越地震や宮崎の洪水、そういったものも踏まえまして改訂していくということで取り組みを進めてございます。

そのほか、11ページでございますけれども、6番、7番、8番、9番ということで、危

機管理の対応体制、危機管理の対応策計画の策定といったことで指針類を策定したり、体制を確立するための取り組みを進めてございます。

10番目は渇水時、事故時の緊急時における効率的・合理的な水運用という観点からの送配水施設の再構築計画の手引を策定してございます。

10ページに戻っていただきまして、4番目でございますけれども、情報セキュリティガイドラインということでございますが、サイバーテロ等があった際にどのようにそれにあらかじめ備えておくか、どう対応していくかといったような情報セキュリティガイドライン、これを昨年度策定し、事業体の方に配付いたしてございます。

次に12ページをお開きいただきたいと思います。施策群の中の環境・エネルギー対策の強化の関連でございますけれども、1番につきましては、健全な水循環の構築における水道からの貢献ということで、水循環にかかわります関係省庁と共同する取り組みを進めているわけでございますけれども、1番目につきましては国土交通省と共同いたしまして、災害時における水質リスク、都市における水に関するリスクを評価しまして、これを回避・低減するための連携方策を検討し、報告書をまとめたところでございます。

2番でございますけれども、こちらは環境対策の手引書ということで、13年度から15年度、3カ年かけまして検討を進めまして、水道において省エネ対策を初めとする環境保全対策を計画・実施するに当たっての参考となります事例等を手引書として取りまとめたところでございます。

13ページでございますけれども、5つの施策群の最後でございますけれども、国際協力等を通じた水道分野の国際貢献の関係でございます。こちらにつきましては2番で掲げてございますように、日本の水道は漏水率が低いでありますとか、あるいは地震等の災害対策を積極的に進めているという特徴があるわけでございますけれども、そうした日本の優れた技術や、水道を運営する際の考え方、こういったものを世界の方へ発信していくということが水道分野の国際貢献につながっていくだろうということで、日本の水道の世界への普及をアジアの国々と共同して展開したいということで、現在、政府におきましてはアジアゲートウェイ構想を本年5月末までの策定を目指して議論されているところでございますけれども、水道分野につきましても、水道の国際貢献ということでアジアゲートウェイ構想の推進への寄与を目指しているところでございます。

そのための関係者のプラットフォームといたしまして、社団法人日本水道工業団体連合会の幡掛会長を会長といたしまして、社団法人日本水道協会、社団法人水道工業団体連合

会、財団法人水道技術研究センター、この3社の方に副会長をお務めていただいて、水道国際貢献推進協議会を先日4月18日に発足させてございます。

この中では、ISOにおきまして水道サービスの規格が検討されましたが、これに基づきまして日本版の水道業務指標を作成してございますが、そういった日本版水道サービスの考え方をアジアの方々へ普及することによってお助けしていこうということ。あるいは人材育成の機会提供、啓発活動を実施していく。本年12月に大分におきましてアジア・太平洋水サミットが予定されてございます。これへも積極的に参加・貢献していこうという取り組みを開始するようなプラットフォームができたところでございまして、厚生労働省としてもそれと連動しまして取り組みを進めていきたいと考えてございます。

3番目のところでございますけれども、これは厚生労働省の国際協力の検討会のワーキンググループにおきまして、国際協力のための人材バンクのあり方というものを検討してまいりました。

4番目でございますけれども、飲料水水質ガイドラインがWHOにおいて定められ、逐次見直しが進められてございますが、WHOの飲料水水質ガイドラインの専門家会合につきましましては、眞柄先生を初め日本を代表する専門家の方々に毎年御参加いただいているという取り組みを進めてございます。

14ページでございます。5番目は先ほどの国際貢献協議会と連動するような取り組みでございまして、日本の水道産業界が海外へ展開することによって、アジア地域の水道に貢献していく。こういったものの検討を進めてございます。

6番目でございますが、これは二国間協力の部分でございまして、1987年からスタートしてございますが、そしてまた1999年の第5回からは上水道だけではなくて下水道の技術と統合して開催されるようになってございまして、日米水道水質管理と下水道技術に関する政府間の会議というものを2年に1度、開催しているところでございまして、昨年度は我が国沖縄におきまして開催いたしました。次は2年後、平成20年に開催する予定になっているところでございます。

以上、駆け足でございましたが、水道ビジョンの推進のために厚生労働省及び関係機関でどういった取り組みを進めているかにつきまして御説明させていただきました。

○眞柄座長 ありがとうございます。今の御説明に関して御質問があればいただきたいと思います。水道ビジョンで、国、都道府県、市町村、いわゆる行政が水道事業者、あるいは水道利用者へさまざまな支援や助言をするということがうたわれておりまして、それ

を受けた形で、どのようなことを現在までのところ進めてきているか、今後どう進めていくかということの御紹介であったかと思いますが、いかがでしょうか。

○和田委員 先ほどちょっとお話が出ましたが、水道という食べ物と同じ、あるいはそれ以上に毎日御縁のあるものについて、非常に関心はあるのですが、今日のようなお話を伺いますと、本当に情報が行き渡っていないなど。

これは、一般の人が水道について話をしていることは多いんですね。それはどういうことかと言いますと、水質の問題であり、鉛管の問題であったりする。地方の会員が来たときには今度、水道代の問題。あるいは災害、渇水などが相当問題になり、会話にはなるのですが、今示されているようなビジョン、あるいは実施済み、継続中、実施予定というような進捗状況、あるいは自分の住んでいる地域のことなどについて、関心を持って積極的に働きかけているかということ、残念ながら、それはそうっていないということを痛感いたしました。

ですから、お話が出ていますように、その情報の出し方なりなんなりも含めて、私たちの方ももっと積極的に情報を求めていくとか、接触していくことも必要だろうとは思いますが、その辺のところ非常に大事だなという感想を持ちました。確かにホームページに出すだけではとても届かないので、情報の出し方というのいろいろな工夫していただきたいなという気がしております。

例えば、私どもの団体でこの間、東京都の小河内ダムがちょうど50年ということで、小河内ダムができたときにも私は行っているのですが、50年たって見学に参りました。水源林を歩いてまいりまして、改めていろいろなことを勉強し、いろいろなことを知ってきたという気がしておりますので、情報というのは、紙に書いたものも必要ですが、いろいろな意味で着実な積み重ねが必要だなということを感じております。

○眞柄座長 ありがとうございます。今おっしゃられたように、例えばきのう選挙がありましたが、市町村合併が随分進みましたよね。合併して1つの行政区域になって、例えば3つの町があったとすると、3つの水道があると。それが合併したと。それは1つの水道になっているのか、簡水も統合して、今これは新たな広域化と言っているけれども、合併を機会に1つの水道になっているのがどれぐらいあって、今後どれぐらいのスケジュールで1つの方向に行かせようとしているか。そういうことなんかは水道課でちゃんとおやりになっていらっしゃるのですか。それは総務省のお仕事になっているのですか。どちらですか。詳しい数字はいいから、アバウトに、どういうスタンスでいるか。

○吉口補佐 市町村統合に伴いまして統合を進めていただくということでも、手続をそのために対応させるようにするなど、市町村統合に合わせて簡素に自由統合もできるようにということでやってきてございますが、そうは言うものの、合併によって実際に統合されましたのは15%程度というようなことでございます。

その一方で、水道事業につきましては運営基盤、これは経営面、技術面、両面から言えるかと思いますが、強化していかなければならない状況にあるかと思います。

それはいろいろな取り組み、やり方はあるかと思いますが、一つの考え方といましては、経営を統合したり、事業を統合するといった取り組みも考えていく必要があるのではないかと考えてございますけれども、そういったそれぞれの地域の水道の事情に応じてどのように運営基盤を図っていくかにつきましては、先ほども御紹介させていただきましたけれども、モデルケースも踏まえながら手引書を作成したり、マニュアルをつくっていくというようなことを進めてございますし、今後もさらに検討していきたいなと思っております。

○眞柄座長 吉口さんのおっしゃることはよくわかるんですが、例えば合併して、簡水の統合の話もあるんですが、要するに簡水でどれぐらい資産があるかということで、恥ずかしい話だけでも、日本の国内には資産台帳を持っていない簡水もあるわけですよ。経営一体、一事業というのが13年の法改正でできるようになったわけですよ。施設一体でなくてもよくなったんだから。しかし、資産がさっき37兆だって言っていたけれども、現に資産がどれだけあるかわからないような簡水がいっぱいあるわけですよ。

そういうものに対して、このビジョンで統合して新たな広域化をやろうとすれば、常識的に考えると、民間の会社でいくと、少なくとも共通のレベルで資産をお互いに評価し得るぐらいの資産台帳をつくるというのがまず最初ですよ。資産の中で、借金も資産ですが、それがあのかどうかというのがわからなければ、合併したいか、合併したくないか、判断もつかないでしょう。そういうことの手引きというのを、どこかに盛り込みたい。6番でもいいし。そういうところで、どういうことが具体的に必要で、そのためのやり方をどうしたらいいかというのは水道課の仕事ですか。それとも総務省の仕事ですか。遠藤さん、経験者から言うとどうなんですか。

○遠藤委員 どちらも遠慮しているんですよ。現場としては、これは水道事業を所管している水道課が関わった方がいい問題だと思います。総務省の方は、地方財政を圧迫している公営企業の経営健全化という観点から見ていますから、問題としては下水道の方がは

るかに大きい。今の話は簡水とか小規模水道を統合する話です。他の省庁の動きを待って
いたら、いつになっても解決しないと思います。

○眞柄座長 遠藤さんからそう言われると、どうしたらいいのという話になるので。三春
町のモデルでみんなやってくればいいいわけですか。そうもいかないですか。

○遠藤委員 私の町の規模でしたら、うちの手法を使えば、とりあえずは解決します。や
る気があるかどうかだけの話です。しかし、これは当面の対策で、そう長く使える手法で
はありません。この規模で頑張っても限界がありますから。合併をしてもしなくても各自
自治体はどんどん職員を削減していますので、現場のわかる人材が急速に少なくなっている。
今は地方分権の時代ですから、自治体は自分で判断するのが基本と、霞ヶ関は今までのよ
うな何から何まで世話をするようなことはしないと一歩下がってしまった。ところが自治
体には通達が出ないと動けない体質が残っている。そういう状況ですから地域水道のビジ
ョンづくりもなかなか進んでいない。ここは県とか団体が強力なテコ入れをしていかないと。
水道施設の更新費用が毎年、何兆円とかいう話を聞いて驚きましたけれども、今のま
までは問題が解決されずに先送りされ、どんどん山積していく。実際、遅れれば遅れるほ
ど大変になりますね。

○眞柄座長 ありがとうございます。いろいろな支援策や推進策を立てられていること
は理解できるんだけど、それが水道事業体、あるいは水道を使っている方にどれぐら
い浸透して、新たな事業展開をしなければならないかということに対する切迫感が余り見
えないというか、出てこないのですが、そういうアンケートや調査はしていないんですか。

前のビジョンのときに、将来統合しますかとか、委託しますかとか、しないときにはな
ぜできないかというような調査をしましたよね。今回は、3年間の間でいろいろなこと
をつくって、例えば水道施設設置状況等基礎調査というものをやっている。だけどこれ
はやっているところに聞いているわけでしょう。やっていないところに、あなたはなぜや
らないのかということは聞いていないわけでしょう。

もう一つお伺いしたいのは、今、国で許認可は5万人以上ですよね。5万人以下の簡水
も含めて、水道に対して、こういういろいろな支援とか推進策をつくっておられるけれど
も、それが都道府県の水道行政部局を通じてどれくらい浸透しているかという状況把握は
しておられますか。

○吉口補佐 残念ながら、把握しているという部分は弱いと思います。

○眞柄座長 古米先生、何かありますか。e-WATERなんかで、伊藤先生も関係して

おられるのだろうけれども、そういう成果がどれぐらい実際に浸透しているとか、活用されているとか、印象でも結構ですから、お話ししていただければ。

○伊藤委員 私は別の方向のことを考えていたのですが、今お話のことはどれぐらい浸透しているかという話で、反対側の見方になるかも知れません。まず、今の2ページ目の6番にありますビジョンのフォローアップ調査、これは策定後、平成17年からずっとやられているんですよね。今回は、改めての調査というのはされないのでしょうか。十分情報があるという状況ですか。

○吉口補佐 3年目の第1回目のレビューということを目指しまして、目標達成状況につきましてもデータを今整理してございますので、この検討会で提供させていただきまして御議論いただきたいと思います。

○伊藤委員 このフォローアップ検討会が立ち上がったので、そこに必要な情報を改めて調査するということはしないということですね。

○吉口補佐 この検討会で御指摘いただいた点で調査すべきものがございましたら、それもまた必要に応じて調査をしていきたいと。

○伊藤委員 分かりました。ところで、この水道ビジョンが世に出て3年たちましたけれども、我が国の水道事業体にある目標を示してきたという点では大きな影響を及ぼしてきたと思うんですね。そういう点では、先の浸透していないのでは、という話とは逆に、この水道ビジョンというのは一定の役割を果たしてきていると思います。ある意味ではプレッシャーにもなってきたのではないかと思います。そして、3年たったところでこのフォローアップを行い、その達成状況を見たいということは、これは水道事業体にとってはさらにかんがりのプレッシャーになると思うんですね。そのプレッシャーはいい方向に動くことも多いと思いますけれども、一方では、余りプレッシャーをかけ過ぎるとひずみを生ずるという面もあるのではないかと思います。

地域水道ビジョンの策定そのものについても、例えば私がかかわっている例で言いますと、神戸市さんでは今から水道ビジョンをつくりますということで、眞柄先生も特別委員になられていて、実は今週、第1回目の会合があるところで、これから1年間、時間をかけて十分議論してつくりますという、そういう事業体があります。

そういった事業体ごとの事情というのはあるし、そこを余りせかすようなことになってはよくないのではないかと思いますのと、よく民間で経営手法の導入をやったらどうかということを言われますけれども、それはそれでスローガンとしては結構なのですが、

水道事業は現在、民間ではなくて公がやっておりますので、公としてなすべきこととか、あるいは配慮すべきことというのはあるんですね。そこに対して余りひずみが出るようなプレッシャーを与えるとよくないなと思ってしまして、それは私自身、この検討会に出席させていただいて、配慮したいなと思っています。いい方向にも動くでしょうけれども、余りプレッシャーをかけ過ぎると、というところもあるように思いますので、ちょっと注意が必要ではないでしょうか。

○古米委員 何をお話しすればいいのかよくわからないまま発言しますが、国として水道ビジョンを出した、あるいは方向性を示したというのは大きなインパクトがあり、さらに国だけではなくて地域事情があるから地域で考えなさいと、地域水道ビジョンをつくりなさいといったところもうまく機能しつつあると。だけど、きっと大きな事業体と非常に小さなところでは非常に格差があり過ぎて、地域によってはビジョンづくりという夢物語的な話と現実のはざまに非常に苦しんでいる状況があると。

例えば、私は千葉県の水道経営検討委員会にかかわったのですが、将来を見据えたビジョンづくりを実施しているところはしっかりと進めているけれども、やろうと思ってもできない状態の事業体もたくさんあります。そのような状況のなかで、一生懸命、県の水政課というところが音頭をとって、批判的な意見も受けながらも、有識者という立場の委員である我々のアドバイスを反映する形でそれなりに今後のあり方を報告書としてまとめました。報告書自体は非常に表面的な部分も多いかなと思いますけれども、大きな一歩を踏み出したものと思います。そのような例はありますけれども、そういう検討会に出てみて、あらためて大規模と小規模の事業体間に非常に格差があると。

だから、最初にビジョンの中にあった国の役割と、県のレベルの役割と、もう一つ、市町村なり、あるいは事業体の役割、さらには住民の役割の再確認が大事かと。私は特に住民の役割が重要だと最近思いつつあって、住民が水道にどう関われるかという部分での活躍が期待されているのは、末端の市町村の人たちであり、その方々がどれだけ頑張れるかによって成果が左右されます。国が一生懸命旗を振っても、水道利用者の住民と一番近いのはそこなので、そこら辺がどうなっているのかというところを認識して、今非常に難しい問題を抱えているかどうかを把握することも求められているように思います。

やはり施策の浸透レベルが大事なのか、打出した施策自体に実効性があるのかというものを、どういうパイプで、どういうルートで評価するのか。この場で評価するのもわかりませんが、今日のお話を聞いていると、国としてちゃんとやっているか、やって

いないかという評価をするのか、それが本当の末端の先まで実効性のある施策なのかどうかということの評価をするのか。そうすると、この施策は県向けの施策なのか、事業体向けの施策なのか、あるいはどういう方法なのかという施策自体をもう一回整理していただかないと、それぞれの評価みたいなものはわからないような気がする。

あとは、全国一律で新しい水質管理の100%を目指して現状では80%ですよと言われるよりは、国としてはそういう表現でよいのですけれども、水道は地域性があるので、少なくともブロックぐらいの単位で、それぞれの達成率がどうですよと整理することが有意義かと思います。また、水道施設の総資産にしても、地域ブロックごとにこうですよというように、究極は、最終的には一つの事業体レベルで評価されないといけないのですが、そういう地域特性みたいなものを評価しながら達成度を言わないと、水道というのは人の健康にかかわる非常に重要なところなので、全国平均で見てこれだからいいというのでは評価に限界があるように思います。局所的なところで非常に遅れているところがあること自体は問題で、全国平均での数値だけを問題にしないで、地域レベルで悪いところがあるかないかがわかるような評価をしなければいけないのかなという、そこら辺までしか今は頭の整理がされておられません。そんな気がいたします。

○久保田代理 私も労働組合で、今のお話で地域水道ビジョンのお話がありますよね。私ども、それぞれの事業体のところに組合がありまして、積極的に地域水道ビジョンをつくるように、これは一応労使という構えになりますけれども、そういうスタンスで話し合いをしてもらうようにやっております。それは私ども、この地域水道ビジョンがそれぞれの事業体の現状をしっかりと分析する、そういうものだろうと思っているんです。そこで出てきている課題、それを踏まえたそれぞれの事業体のあるべき方向というものをしっかりとつくっていく。そういうことが非常に重要だと思っていまして、地域水道ビジョン策定を厚生労働省さんから出されたこと、これは非常に意味があると思っています。

なかなか口で言うのは簡単なのですが、難しいのは、その策定の際に、先ほどもお話がありましたけれども、利用者・住民の方にどういうふうに参加、参画をしていただくかということなんです。口で言うのは易しいというのは、私ども、考え方の問題として、利用者・住民の方は果たしてエンドユーザーなのかという、そういうことなんです。単なる利用者ということではないだろうと。この公的な枠組みの中でつくってきた共有財産、このことを自分たちでしっかりと水道の現状を踏まえて参画をしてもらいながら、あるべき方向をつくっていくということが大事なんだろうと。労働組合も働く者の代表でありま

すので、そういう意味での政策をしっかりやっていきたいと思っています。

市町村合併と広域化の話が出ていましたけれども、これも少し私どもの組合の中で調査いたしました。大変困っております。何を困っているかという、市町村統合・合併のときに、水道事業のことについては、御存じのように、余り十分相談がされていないということなんです。それで結果だけが出てきて、さあどうしようかと。一番困るのが、当然、新しい市の中で新しい市長さんを選ばなければいけないとか、こうなりますから、困るのが、政治判断が先に出てくるということなんです。

簡単なことを申しますと、さあ料金をどうしようかと。水道協会さんで出されている手引を踏まえてやっていただければ私たちはいいと思っているのですが、そうではなくて、先に一番低い料金に合わせて、それをやれば立ち行かなくなりますよね。そういうことが私どもの調査のところで明らかになっているので、これは事業基盤の安全を壊すと。財政的に破綻し、そして今持っている技術力も、ある意味流出させないといけなくなると。これは本末転倒じゃないかということで、ここら辺、こういう問題意識を持ちながら私どもとしては参加をさせていただきたいと思っています。

○眞柄座長 ありがとうございます。簡水での料金自体が政策的に決められていて、その料金の低い方に合わせるということをやられたら全く成り立たなくなってしまうし、合併前の給水区域単位で料金を何本立てかにするというやり方も、これも何となく合わないしということで、いろいろな問題があるように思いますが、大阪府の松本さん、関西でもいろいろと御議論なさっていらっしゃるようですが、いかがでしょうか。

○松本代理 先ほどの新広域化というお話、キーワードだと思うのですが、我々、用水供給事業体ですので、昨年度には最終的に大阪市を除きまして42市町村すべて用水供給をするという一定の、第一段階と言いますか、広域化というのが達成されたという具合に思っているのですが、水道ビジョンのこの施策の中で次の段階の広域化ということで、我々、府営水道もそうですけれども、末端の水道事業者、市町村の水道事業体の方々の不安というのは、まさに需要が伸びない。技術力を持った職員の方、団塊の世代の大量退職というのがございます。そして施設の老朽化。この3点、皆さん不安を抱えておられると。

この中で、先を見たときに将来の経営不安というのが出てきている中で、こういった経営の統合でありますとか、施設の共同化というようなことで新しい広域化の施策というものが出てきているんだと思います。私どもも厚生労働省さんの御指導なり、御協力をいただきながら、17年度、18年度、新しい広域化に向けた調査検討、これは具体的に実際の市

町村の事業体の方と一緒にケーススタディを行ってまいります。17年度は運営管理の共同化とか、あるいは施設統合というようなことを検討してまいりました。18年度、昨年度は経営とか組織の統合も含めたモデルケースということでケーススタディをやってきてまいりました。

当然、広域化ということにつきましては一定の経費削減効果ということは期待できるんだろうと思うのですが、具体的な検証というのが必要だと思うんです。先ほど眞柄先生からお話がありましたが、簡易水道なんかは資産評価のできるようなものが必要だということもございますし、我々も、大阪府下の市町村でも、大規模な市町村から非常に小規模な町村までございますので、そういった中で具体的検証が必要だろうということでやってまいった中、現在、まだ検討中でございますけれども、幾つか課題が浮かび上がっているのかなという感じがしてございます。

3点ほどありまして、一つは施設の面なのですが、この検討は、我々府営水道用水供給事業体と末端の市町村の事業体の垂直統合というようなことを前提に考えているのですが、例えば施設で申し上げますと、事業体ごとで更新時期が当然違ってくるということで、単に一緒にしたからといって本当にそれで経費が削減できるんだろうかというような問題もございますし、統合により送配水システムを大幅に変更する場合も当然出てくるわけなので、そういったことでかえって費用がかかる例も出てくるのではないかとということがまず一点あります。

もう一点としましては、料金も問題なのですが、用水供給事業体と末端の事業体、例えば全部が一気に統合されれば別ですけども、例えばある1～2市町村と大阪府の用水供給事業体が統合しましたと。それ以外は相変わらず大阪府が用水供給しておりますと。こういった場合に、1つの統合された市町村に対する供給単価と統合されていない市町村への供給単価と。我々、広域化を促進するという意味においては、そういう単価を差別化できるのかというようなことも、我々は公営企業ですので、当然、行政とか、議会とか、そういったものの目もありますので、果たしてそういうものが今の公営企業の枠組みの中で解決できるのかどうかというような課題、これが2点目でございます。

3点目には、人事面の問題というのがございます。それは当然、広域化に伴って業務が効率化されるわけですから、人員削減ということでは当然、経営面では大きなメリットだろうということはわかるのですが、例えば企業団とか、そういった新しい組織に移行する場合に、現在、市町村の企業体でお仕事されている方、我々も府の職員ですけども、そ

ういう新しい組織に移行した場合に、具体的に言いますと、例えば職員の給与の格差の問題ですとか、あるいは処遇の問題とか、そういった面も解決していかなければならない。これも実際やるとなれば大きなハードルになるのではないかな。

今言いましたような3点の課題が少し浮かび上がってきているのかなということで、今年度も引き続きケーススタディをやっている、広域化ということの効果を引き続き見極めていきたいという具合に我々考えているのですが、継続して利用者によりよいサービスを提供するというのは、これは事業体の一番大きな目的でもありますし、長期的に広域化というのは、効果が見込めるというのはよくわかるのですが、短期的に、いろいろ国の方から施策を出していただいている中で、効果的なインセンティブというのが短期的な部分でもう少し何か出てくればなという具合に感じています。

○眞柄座長 宇治さん、一言何か。感想でも結構ですし、あるいは御意見でも結構です。

○宇治委員 水道ビジョン作成のときにも私の前前任者が参加させていただいて、ビジョン自体は勉強させてもらって、我々、水道資材の関連のビジネスという観点、あるいは水道の事業運営の中で民間活用というようなことが言われていまして、そういう観点からも企業活動と言いますか、事業活動を通じて、事業体の方々といろいろ話をさせていただいています。水道ビジョンができたということ自体は、こういう水道界でビジネスをさせていただいている我々から見ても非常に目標がはっきりしてきたとか、やりやすいという面もございます。

しかしながら、この水道ビジョンの浸透度ということに関しては、皆さんから御意見が出ているように、格差がはっきりあると思います。であるがゆえに、民間企業としても、一体我々は何を努力したらいいのだろうか。非常にわかりやすい部分、例えば丈夫で長持ちする機材を開発しなさいとか、これは非常にわかりやすいのですが、この事業運営の中で民間活用というようなことが言われるのですが、何を努力したらいいのか、どこまでやったらいいのかというのが見えていないのが今の実態だと思います。それはある種、この水道ビジョン、あるいは水道のあり方の見え方と一致している部分があるのではないかなという気はいたします。

○眞柄座長 東岡さん、40年かかって東京都は多摩も統合したようだから、大阪の統合も40年かかるんですよ。だから余りせっかちにならないで、東京都ぐらい40年かけてやればいいじゃないかと思うんだけど、それは別にして、何か御意見がありましたら。

○東岡代理 広域化のお話が出たのですが、最初に自分が個人的に思っていたことと、東

京都のお話もしたいと思います。

広域化する必要があるというのも、当然その必要があるんだろうと思うのですが、一般的に広域化という場合、県の中でも中心になる市街化が進んだ都市があって、その周辺に小さな町とか村とかがあって、広域化を本当にしなければいけないというせっぱ詰まった立場は小さいところだと思うんですね。大きいところは何とか事業を安定的にやっていける。小さいところの方が人手もいないし、技術も非常に難しい、水質基準50項目も全部調べるというのも非常に難しいことだろうと思うのですが、広域化しなければいけないという動機が働くところは小さいところで、大きいところは歴史も古いし、水道も整備されていて料金も安い。

大きいところから統合しましょうという話は出てこないと思うんですね。小さいところからぜひ統合してほしいという話だと思うのですが、そのときにどうして進まないかということなんですが、大きいところの多数の人たちは安い料金でできていますから、統合しても何もメリットがない。むしろ持ち出しになるということだと思うんです。そのところをどうやってクリアしていくかということが課題ではないのかなと。

東京都の場合は、今、先生いろいろおっしゃられたように、23区部の水道に多摩の方の市や町の水道がくつつく形で統合して、一体的に経営していきまして、料金も全部同じだし、うまくいっているのですが、実際には細かく見ると、区部で稼いで多摩へ投資しているという図式があると思うんです。

ただ、それがどういうわけか問題にされないでうまく進んでいるのですが、これは40年前にいろいろ苦労があって、多摩の料金格差を是正すべきだという政治的な動きが相当あった上でのことだと思うのですが、そういう実際の持ち出しになっているところ、統合してほしいところ、それぞれの立場だとか動機が、どういう動機が働くのか。そこをうまくクリアしていかないと、なかなか統合も進みづらいのかなということを思います。今回、このビジョンの中で統合のためのいろいろな手引書の策定をされているということで非常に期待したいと思います。

東京都の場合は、さっき申し上げましたが、23区の水道と多摩の水道とを一緒にしまして、ただ、一緒にした当初は、さっき久保田代理、大阪府さんからお話がありましたけれども、実際に働いている人の首を切るわけにはいかないので、経営は統合して仕事は従来どおり多摩でやってもらって、事務の逆委託という形で、お金を出して市に経営してもらうというやり方をしていたのですが、市町単位で仕事をやるという仕組みがずっと残って

いまして、配水管の整備も行政区域を越えて管網整備をするだとか、なかなかうまくいかないし、いろいろな仕事をもっと一体的にやれば効率的にできるんだけど、統合とは言っても実態はそれぞれ別々の仕事をやっている。これを何とか改善しようということで、今、全部仕事を引き上げてくるというふうなことで、多摩24市町、今、十幾つの市町の仕事を東京都に返してもらっています。

近々、全部変わることになるのですが、その返してもらう手法なんです、ここの運営形態最適化ガイドラインということとも関係すると思いますが、多摩で市や町の職員1,200人が水道の仕事に携わっていたのですが、その仕事を東京都の水道局に返してもらいますけれども、東京都はその1,200人分の仕事を引き受けて、なおかつ650人を人員削減して合理化してやっていくということを進めていまして、どういうやり方をするかという、第3セクターと民間活用ということで、市から引き揚げた仕事は民間に委託する。民間に委託できない根幹の、準コアと言うのですが、そういう業務は第3セクターに担ってもらうということで、1,200人分の仕事を人員を一切ふやさないでどう返してもらうかということで、実質的にも統合された一つの水道事業体になる努力を今しているところです。

そこで、この運営形態最適化ガイドラインの中でもいろいろと具体的な手引が取りまとめられるということですが、私どもはそういうやり方をされていて、今ちょっと頭の痛い課題だというのは、第3セクターを活用して仕事を水道局に代行してやってもらうような仕組みをつくっていったら、民営化という手法はとらないで公共性はコアの部分の確保をするということをやっています。第三者委託という、丸投げと言ったら失礼ですが、本当はできればいいのですが、東京は大き過ぎますから、受けてくれるところがないので、そういう形でやっているのですが、今は個々の仕事を第3セクターに業務委託しているということではかないですね。

もっと契約のあり方とか、契約の条項とか、うまいものをつくって、第3セクターが自分の責任で、自分の判断で仕事を遂行していける。委託の範囲内ということではなくて、水道局に取ってかわってできるような仕組みを考えなければいけないのかなというのが今、課題になっておりまして、その辺などもガイドラインで進めてくれれば、こっちへいただければ、ありがたいなと思っております。

○眞柄座長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、東京都水道局の仕事は包括委託で受け入れるところがあればいいんだけど、現にないんだから、それは大変なことですよ。小さな町だったら包括委託をするけれども、なかなかできない話で、難しい

なということは確かにおっしゃるとおりだと思います。

(休憩)

○吉口補佐 資料7につきまして、水道ビジョンの中の第1章、ここに水道ビジョンの目的が書かれてございますが、第2章、水道を取り巻く状況と将来の見通しのレビューとございますか、おさらい的な部分が強うございますが、簡単に説明させていただきます。

まず第1章のところでございますけれども、水道ビジョンの第1章では、現在、水道を取り巻く環境が転換期にあるということを概括するとともに、この水道ビジョンを策定する目的と水道ビジョンの特徴といったものに触れている箇所でございます。2ページのところでございますが、水道ビジョンが策定されました16年度以降のビジョン全体にかかわるような大きな動きといたしましては、17年10月に地域水道ビジョンの作成について推奨させていただいた、こういう取り組みがございます。

3ページでございますが、こちらは水道普及率の推移をあらわしてございます。30年代、40年代、急速に伸びてきたわけでございますが、現在、17年度末でいきますと、97.2%という高い普及率を達成するに至っているわけでございます。

4ページでございます。こちらは不衛生な水に対するリスクの比較をしているWHOの資料でございますけれども、日常のリスクを取り除くことによってどの程度の平均寿命の延びが期待できるかをあらわしてございまして、世界的には、衛生的な水を飲用すれば8年平均寿命が延びると期待されるわけでございますが、日本を初め先進国においては、衛生的な水による死亡リスクはほぼ0と見なせる水準になっているということがおわかりいただけたかと思います。

5ページでございます。トルコのイスタンブールの上下水道局が世界の13大都市につきまして比較検討を業務指標に基づいて行ったということでございますが、その1位が東京都であったということでございます。日本の水道の高さを示す一つの資料であろうかと思えます。

6ページをごらんいただきますと、これは無収水量の比較でございますけれども、この無収水量と申しますのは、浄水場から配水したにもかかわらず料金徴収の対象となっていない水量ということでございまして、漏水等のほか、増水といったようなものも途上国ではあるような状況でございます。この無収水量の比較をいたしますと、大阪市さんは7%と低いというような状況でありまして、日本全体としてみましても、16年度末の数字でございますが、有効率は92.4、有収率が89.6%。日本全体としましてアジアの中で非常に高

いレベルにあるということがおわかりいただけるかと思います。

次に7ページでありますけれども、施設老朽化更新が今後大きな課題になってくる。21世紀は大規模な更新、再構築を初めて経験する世紀となるわけでございますけれども、施設の老朽化は進んでございまして、日本水道施設の全体の平均的な経過年数をあらわします有形固定資産の減価償却率は年々上昇しているというのがこのグラフでおわかりいただければと思います。

8ページの方をごらんいただきますと、管路と浄水場の状況を示してございます。これはビジョン策定当時に行った調査の結果でございますけれども、管路の方をまず見ていただきますと、1970年度までに布設された、40年弱程度より前、もう既に経過しているということになろうかと思いますけれども、管路が16%ございます。一方、同様に浄水場の方につきましては1970年度までに整備されたものが約30%というような割合になってくるといいう状況でございます。

次に9ページであります。水道を巡る日本の社会の全体の状況でございますけれども、既に日本の社会は人口の減少時代、ビジョン策定後の2005年に突入しているところでございます。今後も徐々に減少していくことが推計されているところでございます。

10ページをお開きいただきまして、さまざまな制度の改正の状況、基本的には公営企業等を巡る民営化、民間的経営手法の導入といった観点からの動きというものが近年どのような状況であったかまとめている表でございますけれども、一番最近でいきますと、昨年の6月には競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、いわゆる公共サービス改革法でございますけれども、市場化テスト、官民競争入札といったものを推進する法律が策定されているところでございます。

次にグローバリゼーションの状況、上下水道分野において進んでいる状況でございますけれども、フランス・イギリス企業によりまして、世界の上下水道分野において官民連携が進んでいる状況がおわかりいただければと思います。件数的には少し落ち着いてきているようでございますが、いずれにしましても、官民連携の契約自体はふえているということでございます。

12ページをお開きいただきまして、市町村合併の状況をおさらいしている部分でございます。11年の3月末現在、3,232の自治体がありましたけれども、昨年度末現在で見ますと1,804ということで、市町村数が大きく合併によって減少している状況がおわかりいただければと思います。

次の13ページでございますけれども、これは水道事業体の職員の年齢別構成割合を見たものでございます。50歳以上の職員の方が42%いらっしゃるということでありますので、10年以内にこうした方々が大量に退職されていく。一般的には2007年問題ということで言われているわけでございますけれども、水道の場合、2007年、あるいは2015年ぐらいまで、そういった視野で見ますと、同様に大量退職の問題があるということでございます。

14ページの方をごらんいただきまして、水道ビジョンを策定する前における取り組みでございます。策定前におきまして、水道分野の施策や長期目標といたしまして、平成2年には「質的向上のための方策について」の答申、平成3年に「ふれっしゅ水道」、11年には基本問題検討会で「水道及び行政のあり方」が取りまとめられ、平成13年度には第三者委託を位置づける水道法改正というようなことで制度改正もなされてきたところでございます。

15ページでございますけれども、これは飲用井戸の状況を整理したものでございます。ごらんいただきますように、一般項目の基準超過の割合が24%程度でございますし、そのほかのものも4%、重金属7%というような基準超過も見られるところでございまして、個人用井戸も安心できるような状態ではないということがおわかりいただけたらと思います。

16ページの方を見ていただきますと、これは井戸水で起きました感染症の発生事例でございますけれども、年に数件程度、感染症の発生につきまして厚生労働省の方に報告があるところでございます。

続きまして17ページでございますが、これは市町村合併と水道事業統合の状況をまとめているものでございますけれども、市町村合併に伴いまして、創設する形で統合を進めたものと編入する形で進めたものがございしますが、そういったものがあるわけでございますけれども、市町村合併によりまして統合が進められましたのは全体の15%程度というような状況でございまして、多くが市町村の中で複数の水道事業がまだなされている状況にあるということでございます。

下の2つのグラフでございますが、小規模の簡易水道事業を見ていただきますと、こちらの方は市町村合併の以前から着実に減少するような形で統合が進んでいるのがおわかりいただけたらと思います。また、右のグラフでございますけれども、上水道につきましては17年のところでガクッと落ちている形でございますが、市町村合併によりまして事業数が顕著に減少しているということが言えようかと思います。

続きまして18ページでございますけれども、水道ビジョンの概念図ということで示させていただきます。こちらの方は先ほど、水道ビジョンの概要の中で御説明申し上げましたように、この水道ビジョンは水道関係者共通の目標ということで「世界のトップランナーを目指してチャレンジし続ける水道」を掲げて、安心、安定、持続、環境、国際、5つの目標を掲げているところでございます。

その下でございますけれども、19ページでございます。こうした共通の目標はございますけれども、実際に水道の改革と言いますのは、それぞれの地域の水道において改革が進められてこそ達成されるわけでございます。それぞれの地域の水道事業者がさまざまな課題に対して、それらにどう対応していくのか。経営戦略の策定が重要であると考えてございまして、経営戦略としての地域水道ビジョンを17年10月より推奨させていただいているということでございます。

次のページをごらんいただきまして、20ページでございますけれども、この水道ビジョンの策定主体でございますが、改革の主役はそれぞれの事業体ということでございますので、基本的にはそれぞれの水道事業体が中心になってビジョンをつくっていく。現状をしっかり分析し、将来を見通していく。そして、それに基づいて将来像を設定し、そのための実現方策、目標を設定していくということで、地域の住民の方にもそうした策定結果について公表いただくということで取り組みを進めていただいているものでございます。

現在の策定状況でございますが、98プランが策定されてございます。上水道事業につきましては、給水人口のベースで見ますと44%のカバー率になっております。一方、用水供給事業、こちらは水道事業者に水道用水を卸売する事業でございますが、用水供給事業は最大給水量ベースで見ますと52%という、こういうような策定、カバー率になっているわけでございますけれども、次のページを見ていただきますと、実際に策定しました事業体の数のベースで見えていきますと、まず22ページは上水道事業でございますが、赤く塗っているところが策定したところということで、全体でまだ86事業体ということでありますので、策定率自体はまだわずかであるということでもあります。

23ページの方は、全体で110ほどの用水供給事業体のうちの1割において策定されている状態であるという状況でございます。ちなみに水道事業の中で5万人を境にしまして、大臣認可の事業体ということで500ぐらいの事業体がございますけれども、500事業体すべてが地域水道ビジョンを策定されますと、給水人口ベースで大体8割をカバーできる形になってまいりますので、何とかそういった形で地域水道ビジョン、それぞれにおいて策定

していただければということをお願いしているところであります。

24ページを見ていただきますと、地域水道ビジョンは、基本的には事業体の単位でつくるパターンが多いわけでございますけれども、小規模な簡易水道等はそれらが集まるような形でもできますし、また、用水供給事業と受水団体との間では整合をとるようなこともあります。

もう一つ、ユニークなケースといたしましては、県全体として地域水道ビジョンを策定いただいている事例、これは福島県さんになるわけでございますけれども、2005年の「くらしの水ビジョン」ということで、県として地域水道ビジョンを策定いただいている事例もあるというものでございます。

その下でございますけれども、地域水道ビジョンを策定された中で、それぞれのプランがどういった目標を掲げているかというのをあらわしたレーダーチャートでございます。

すべてのプラン、98プランを眺めてみますと、計画的な施設の更新という目標を設定されているのは、ほぼすべてのところでそういう目標を設定いただいているようでございますし、また地震対策の関係や水質事故の防止を目標に設定した事業者も7割というようなことで多なってございますけれども、その一方で、水道分野の国際貢献については1割程度、そういった特徴で挙げられようかと思えます。

26ページ、27ページにつきましては上水道事業と用水供給事業、それぞれに分けて、さらにその目的について整理したものでございます。

次に28ページからでございますけれども、こちらからは第2章ということでございまして、第2章は水道の現況と将来の見通しということで5つの項目に分けた記述がなされてございます。

その1つ目が、安全な水、快適な水が供給されているかというところでございます。2つ目が、いつでも使えるように供給されているか。3つ目が、将来も変わらず安定して供給できるようになっているのか。4つ目が、水道は環境保全など社会的責任を果たしているか。最後の5つ目は、世界の中で日本の水道はどのような役割を果たすべきか。こういう5つの項目で整理してございます。

5つの項目にそれぞれ沿いまして見ていただきたいと思います。1番目の安全な水、快適な水が供給されているかというところにつきましては、これはアンケート調査の状況でございますけれども、国民の水道に対するニーズ、とらえ方というところを見ていきますと、残念ながら飲料水の安全性に不安を持っている、水道水はおいしくないという評価

が高いようでございます。

次に29ページでございますが、しかしながら異臭味の被害というところで見いただきますと、おいしくない原因となる異臭味被害につきましては、平成2年ごろにピークの2,000万人というような異臭味被害があったわけでございますけれども、高度浄水処理の導入等が進みまして、現在は300万人台、400万人ぐらいの被害というところ。それでもまだ400万人の被害の方がいらっしゃるということでございます。

30ページを見させていただきますと、耐塩素性の病原生物、クリプトスポリジウム等の検出の状況でありますけれども、ごらんいただきますと、これらの検出の報告が厚生労働省の方には年間1件程度、近年においてもある状況でございます。

続きましてその下でございますけれども、クリプトスポリジウム対策の対策状況でございます。18年3月末の時点でございますが、対応ができていないというのを人口の割合で見ますと、4%のところでのクリプト対策ができていないというところが残されているという状況でございます。

32ページをお開きいただきまして、これを規模の大きな上水道と小さな簡易水道に分けて見たものでございますけれども、対策の必要な浄水施設でまだ4割以上が全体として未対策でございますが、左の日本地図を見ていただきますとわかりますように、上水道は都道府県において対策にどうやら差があるようでございます。簡易水道の方は全国的に残念ながらおくらせていようかと思えます。

その下でございますが、水質事故の状況でございますけれども、水質事故によって年間100件程度の被害が出ているというのがおわかりいただければと思います。

続きまして34ページでございます。貯水槽の管理状況でございますけれども、貯水槽水道のうち10トンを超えますもの、簡易専用水道と言いますけれども、年1回の検査と清掃が法律上義務づけられているところでございますが、検査を受けていないというところが10%を超えてあるという状況が続いてございまして、また、検査を受けた中にも検査での指摘率、不適合率も高い、そういう現状がございます。

35ページでございます。これは鉛製の給水管についての調査結果でございますが、17年1月段階での残存延長で1万キロ以上が残っている、そういう実態がございます。

36ページでございますけれども、こちらは給水装置の事故の関係でございます。お風呂の自動湯張り型の強制循環型風呂釜において逆流事故というようなものも発生しましたということを例示として載せさせていただいております。厚生労働省のホームページの方で

も幾つかの給水装置にまつわる事故事例について情報を掲示させていただいているところでもあります。

その下でございます。水道普及率は97.2%でございますけれども、未普及の363万人の方の状況を分析したものがこの下のものございまして、これでわかりますのは未普及人口の約半数、47%の方は給水区域内でまだ接続していただいていない方、そういう方がまだいらっしゃるということですとおわかりいただければと思います。

一方で、給水区域外でも飲料水供給施設、これは水道法の水道事業に外れる小さな施設でございますけれども、飲料水供給施設等で安定給水を受けているような人たちもいらっしゃるということがわかります。

現時点で地方自治体の整備計画のある方というのは、区域内の13万人の方と区域外の55万人、合わせて68万人いらっしゃるということがございます。

右側の円グラフでございますけれども、水質の問題が生じている人の割合でございますが、4割弱の方、135万人の方が何らかの水質上の問題が生じているということでございます。

次に38ページ、これはWHOが提唱しております水安全計画、これにつきまして厚労省におきましても厚労科研等の研究費等を活用しまして、現在、ガイドラインを作成するための検討を進めているということでございます。

その下の39ページからは2番目のいつでも使えるように供給されているかという部分でのレビューでございますけれども、これは事業経営を料金で賄っている割合を事業の規模に応じて整理したものでございますが、小規模のところは料金で賄えていないというような状況がおわかりいただければと思います。

40ページをお開きいただきますと、技術力に対する将来への不安、事業規模に応じてどうなっているかというところでございますが、小規模のところは技術力への不安を抱えていらっしゃる割合が高い割合になっていることを示してございます。

41ページは災害の対応の関係でございます。左側のグラフは阪神淡路大震災の際のものでございますけれども、病院の診療機能を最も低下させたのは水道の供給不能が影響していたというお答えが多かったようでございます。右側は新潟中越でございますけれども、この中でも、インフラの中で最も困ったのは水道というお答えが多かったようでございます。

続きまして42ページでございますけれども、広域化・統合の検討の経緯でございますが、

これまでからさまざまな検討がなされてきたところでございますが、近年の動きといたしましては、先ほどの資料6でも御説明させていただきましたように、簡易水道に係る補助制度の見直し等の動きがあるところでございます。

43ページの方でございますけれども、広域化・統合のための取り組みの事例を紹介させていただいておりますが、例えば神奈川県さんにおきましては18年から水道事業のあり方を考える懇話会を設置されまして、広域化と効率化のあり方について検討が進められているところでございます。

また、本日も古米先生の方からお話ございましたが、千葉県さんの方では県内の水道経営検討委員会というのが設置され、検討が進められまして、千葉県内水道の目指すべき方向が検討され、報告書が取りまとめられたところでございまして、20年後には県内1水道にしようということで、それへ向けての道のりが整理され、今後、そうした報告書を踏まえた取り組みが進められると聞いてございます。

埼玉県さんにおきましては、広域化の研究会が設置されまして、県内を数ブロックに区分して、ブロック別の勉強会でまず現状の課題と今後のあり方を検討していこうという動きになってございます。

本日も御紹介がございましたが、大阪府さんでございまして、新たな広域化調査、本年度も実施予定でございまして、垂直統合等などのケース比較をされた上で府域水道の今後の姿を御検討される予定でございます。そのほかさまざまな連携可能性についての検討も実施されるというところでございます。

44ページをお開きいただきますと、新たな広域化関係の取り組みでございまして、こちらにつきましても、一番最後のところに掲げてございますように、本年度には新たな広域化の手引を作成、公表したいなと考えているところでございます。

その下、45ページ、よく出てくるピラミッドでございまして、従来はピラミッドの一番上のところの施設を一体化することによって水道の広域化だというようなことでございましたけれども、平成13年からは管理の一体化、経営の一体化、事業の一体化、そういったソフト統合まで広域化の概念を広げまして、さまざまな形での新たな広域化というのを検討していこうという動きでございまして。

46ページの方をごらんいただきまして、施設の地震対策の状況でございまして、浄水場、配水池、管路ごとに耐震化率の状況を整理してございますけれども、17年度の方が数値が下がってございますのは、統計データをとる際に定義を厳密にしましたところ、従来言っ

ていましたものよりも耐震化率が下がったという結果になってございます。

下の管路も同様でございます。ただ、管路の耐震化率につきましては、眞柄先生に座長をお願いいたしました管路の耐震化の検討会でも代表的な管種の耐震適合性を御検討いただきましたが、地盤によってはダクタイル鋳鉄管の中でのK形なんかも耐震適合性を有するとか、そういったところがございますので、今後、数字についてはまた再度整理をしていく必要があろうかと考えてございます。

47ページでございます。こちらは応急給水の計画、対応マニュアルといったようなものを策定しているかといったソフト対策の状況をまとめているものでございますが、対策については残念ながらまだまだの状況の部分もございますので、例年の立ち入り検査等で指導させていただいているところでございます。

その次は水源の状況でございますけれども、近年の小雨化傾向によりまして渇水被害の方は全国的に生じている。最近20年間の日本地図をごらんいただきますとわかりますように、全国的に渇水の被害がこの20年、何らかに見舞われているところが多いということでございます。

下の49ページでございますけれども、渇水年になりますと、地下水の利用量が増加したり、地下水涵養量が減少したりということがございますので、ブルーの部分、これが地盤沈下が進んでいるところでございますけれども、渇水年は地盤の沈下が進行している状況がおわかりいただけようかと思います。

次の50ページからは将来も変わらず安定した供給ができるようになっているかというところの説明でございます。水道への投資額につきましては平成10年度から年々減少してございまして、17年度の水準を見てもみますと、1980年代の水準、そういう状況になってございます。

その下でございますが、水道資産の推計でございます。前回は37.3兆円ということでビジョン策定時には推計してございましたが、その後、2.4兆円増加いたしまして、約40兆円の資産規模というふうに推計してございます。

52ページの方をお開きいただきまして、施設更新需要を見ていきますと、施設更新需要は、平成30年ごろには現在の約1.5倍になるという見込みでございます。仮に年間1%ずつ投資額の方が減少していくと仮定させていただきますと、右側のグラフにございますように、平成30年代には更新需要が投資額を上回るような状況になるということが見込まれております。

その下のページでございますけれども、更新需要の増加と人口減少で1人当たりの負担額は増加するようなことが明らかでございます。施設更新の先送りはさらに負担を増加させることになるといったところでございまして、人口減少社会を踏まえまして、将来世代の負担である借金、企業債を減らしながら着実な更新事業、将来の更新に備えた積立金等による財源確保が必要であるということが言えようかと思います。

54ページでございますけれども、更新財源確保の事例につきまして、東京都さんと北九州市さんの事例を紹介させていただいております。東京都さんは20年後に集中する大規模な浄水場の更新時期を見込みまして、新たな積立金を造成する方針を決められてございます。北九州市さんは18年9月に建設改良基金設置条例を制定されまして、こうした基金を施設整備の経費の財源に充てるということで積み立てを進められているところでございます。

その下でございますけれども、55ページ、運営形態の多様化の関係でございます。運営形態につきましては第三者の委託という手法、PFI、公の施設の指定管理者制度など、ツールメニューというものは整ってきている段階でございまして、今後はこれをうまく活用する、そういったところでの展開がどうなっていくかということかと思えます。

56ページをお開きいただきますと、第三者委託制度の導入状況でございまして、14年度は12件でございましたが、18年度、154件ということで伸びてきているところでございます。

57ページでございますけれども、水道文化・技術の継承の部分で、東京都さんの研修・開発センターさんの事例を御紹介させていただいております。研修と開発を連携しながら、このセンターでは住民のニーズの多様化を背景に現場ニーズと将来を見据えた研究開発をされていくということでございます。58ページもそのセンターさんの状況でございます。

その下でございますが、技術開発の関係でございますけれども、水道を取り巻く技術開発の必要性という意味では安全でおいしい水へのニーズの高まり、微量物質への対応などあるわけでございます。一方で技術開発の現状を見ますと、大きな事業者においては独自の体制で研究開発を進められておりますが、そういった大きなところでも従事する職員の確保が困難で外部機関への委託が多くなったり、大規模な事業者以外の地方の水道事業者では産官学の共同研究にも思うような参加ができなかったりといったような現状があるようでございます。

続きまして60ページでございますけれども、4番目の項目、環境保全などの社会的責任

を果たしているか。まずは電力使用量の推移でございますけれども、ビジョンの目標ではトン当たり0.45kWhを達成しようということですが、現状はそこまでの目標に行かず、横ばい状態が続いているような状況でございます。

その下でございます。これから施設の更新というのが進んでいくわけでございますけれども、施設更新の際には省エネルギー対策が特に重要になってくるわけでありまして、風力発電、太陽光発電、落差を利用した小水力発電等、再生可能なエネルギーの導入も各地で行われているところでございます。

62ページを見ていただきまして、健全な水循環を構築するための取り組みでございますが、厚労省としまして関係省庁と連携をとった取り組みを進めているところでございまして、水道事業体におきまして条例策定など、その下のグラフでございますけれども、さまざまな取り組みが進められているところでございます。

最後、5番目が世界の水道の中で日本の水道はどういう役割を果たすべきかというところでございます。63ページで、世界の水は将来、需要が大きく伸びていきます。それに対して慢性的な水不足の国の在住者の数、これもふえるということが想定されているわけでございます。

次のページを見ていただきますと、水不足の危険度を濃淡で表してございますが、アジア、アフリカ、ヨーロッパ、東ヨーロッパの方で濃い色になっているようでございます。

その下は安全な飲料水のアクセスの状況でございますが、今度は色が薄い方がアクセスできていないということでございますが、アフリカが薄い色になっていてアクセスできていないという現状がおわかりいただけたかと思います。

次のページを見ていただきますと、安全な水へのアクセスの状況でございますけれども、開発途上国に暮らされている5人に1人に当たる約11億人の人たちが安全な飲料水を利用できていないということでございます。

その下でございますけれども、日本がODAを通して水と衛生の分野にどれだけ貢献しているかということでございます。有償資金協力、無償資金協力、合わせますと、日本は実に世界の41%という貢献をしてきているということでございます。その中でも目的を見ていただきますと、6割のところが飲料水・衛生ということで占めているわけでございます。

68ページ、69ページは無償資金協力案件、国際協力銀行の円借款案件の推移を示してございますし、70ページ、71ページは長期・短期の専門家派遣の状況の推移。72ページは研

修生の受け入れ状況をまとめたものでございます。

最後のところでございます。水道分野の国際化を厚生労働省のワーキングでも検討しておりますが、専門家派遣を取り巻く派遣ニーズといたしましては、ソフト面でのニーズが高まっている。例えば無収水の対策、経営・組織運営などの面でのニーズが高まっているという状況でございます。また、1件当たりの人材投入量が小型化しているという現状もでございます。

それに対応する国内の状況、課題でございますが、事業体に従事されている職員の方が少なくなっていますので、派遣いただける人員の確保・育成というのが困難になってきているということがございますし、言語面での問題など新規人材の発掘は依然として課題があるということでございます。

新しい動きといたしましては、JICAで人材登録制度が整備されましたり、JICAや国際協力銀行といったODAの実施機関におきましては、事業の実施に当たりまして、NGOや大学、地方公共団体、経済団体、労働団体など、さまざまな方の知見、技術をうまく活用する形で、従来の事業に付加価値をつけるような取り組みというものが進められているところでございます。

最後の74ページでありますけれども、これは水道の国際規格ということで水道事業サービスの国際規格がISO/TC224で検討されてまいりましたが、そういった取り組みにも日本として積極的に参加し、日本水道協会の規格としまして水道事業ガイドラインを制定するなど、そういった検討結果をこのTCでも説明することによって積極的に貢献してきたところであります。本年の9月には国際規格が発行されまして、11月には東京におきまして総会が開催される予定という形になってございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○眞柄座長 ありがとうございました。地域水道ビジョンで、25ページですが、計画的な施設の更新だとか、基幹施設、あるいは管路網の耐震化という部分が、多くの事業体は入っているよね。でも余りやっているようには思えないんだけど。これは粉飾プランじゃないのか。表現は悪いけれども、地域水道ビジョンをつくっていても、基幹施設の更新だとか、耐震化だとかを書いているけれども、本当にやっているのかどうかというのは、水道ビジョンの我々のフォローアップ検討もあれだけども、地域水道ビジョンもそれぞれの水道事業体でちゃんとフォローアップして、計画どおり、ビジョンどおりやっているのかとか、聞く必要があるんじゃないか。余りやっているようには思えない。書かないと、それはま

た文句を言われるから、パブコメで書くんだろうけれども、本当にやっているのかなと。

○吉口補佐 現在は地域水道ビジョンを作成してくださいということで、そういった面を中心にお話をさせていただいておりますけれども、眞柄先生おっしゃるように、今後は実施状況、我々としても関心をもって見ていかないといけないと思いますし、また、地域水道ビジョンを構成するための基本的な考え方としましては、住民の方に策定したビジョンはちゃんと御説明して、みんなのビジョンにしていくということになろうかと思いたいで、それぞれの事業体においても実施状況をわかっていただくような取り組み、今後、そういったことも必要になってくるのかなと感じております。

○眞柄座長 先ほど、宇治さんも言われたけれども、それぞれ98なら98で計画的な施設の更新だとか何とかとあって、例えば3年か5年ごとの更新の仕事量みたいなものを数値で出してくれば、例えばお金を貸す方にしても、資金需要がどれくらいあるとか、あるいは、今度は民間の方でそのための工事なり、材料なりがどれくらい出るのかとか、見通しが立てられるでしょう。やるやると書いてあっても、やるやるというのはどれをやるの、どれくらいなのというのがわからないと、書いてあるだけでちっとも進まないという、そういう印象が強いですね。

○古米委員 この整理をされた中で、今の眞柄座長からの御意見にもかかわると思うのですが、P Iを使うことで具体的に数値化されていくわけで、現状はどうであるかを示すだけに留まっているところがあると。このビジョンの中で、5年後、10年後で施策を展開することによって、この数値がどこまでよくなるかと。それに対してどれだけの費用がかかるんだと。そう評価をしているかどうかというレビューがないと、今言われたことが表面的というか、口先だけみたいなことと言われかねなくて、その指標はぜひこの中でP Iがどうなっているのかというような代表事例ぐらいを出して、具体的に地域ビジョンをつくっているところがどう変わっていくのかということも重要なと感じました。

ちょっと気になったのは、28ページのところで、国民が水道水質に関心があるということを表立って言うために、不安ですよとか、おいしくないという数値を出すことも意味があるのですが、若干、検討会におけるこの数値自体の取り扱いが慎重にされた方が、私は個人的にいいんじゃないかなと感じました。気になる点は、データが国や事業体ではなく、NPOのミツカン水の文化センターが収集されたものであるということが一つと、アンケートにおける聞き方によって表現や意味は変わってくるので、今回厚生労働省としてビジョンを検討するときに、どういう立場でこのデータを取り扱うかというのをクリア

にしておいて、数値だけが一人歩きするようなことがないようにした方がいいんじゃないかなと思います。聞いていてこの点がちょっと気になりました。

あとは、ビジョン提示と同時に、ビジョンを達成するためのコストだとかを意識することが重要だと、前からずっと思っています。ビジョン達成を思っているけどできない状態が事業体の皆さんにあると思います。そこをどこまで浮き彫りにできるのかという意味においては、53ページ、54ページみたいに、工夫された事例だとか、今どれだけの資産があって、今後どれぐらいの費用がないとその資産を維持できないんだというような、コストを踏まえた全国レベルでのロードマップを出すことが財源への関心とその方向づけをするのではと考えます。国側としても何か示すことが重要ですが、地方で頑張るなさいよとだけ言われても、財源を含めて全体的な方向性みたいなものを強く出す必要があるのかなというのを感じた点です。

もう一つ感じたのは60ページのところで、環境にかかわるところで、0.45kWh/m³というのは、私自身は余り詳しくないのですが、目標値としては出ていますけれども、どうすれば0.45に至るのかみたいな、あるいは全国の事業体で0.45を達成しているのはどうなっているのかとか、そういうものの事例みたいなものがあると良いかと思います。先ほど言ったように、言葉だけじゃなくて、少なくとも実効性に向けて手法や手段をより具体的に提示や用意してあげるといような形が求められているかもしれません。例えば、こういう手段がありますよとか、手法はありますよということに加えて、風力発電をどれぐらい増やさない限り目標達成できないとか、小水力発電でどれだけ環境負荷を減らせるとか、シナリオ的な、必要量とセットで手法を示すようなことが、場合によっては意味があるのかなというのを、今日の御説明を聞いていて感じました。

○眞柄座長 ということで、お約束の時間になりましたので、きょうはこれぐらいにしたいと思います。その他で次回の日程を事務局から説明いただいて、きょうはこの程度で。

○大宮補佐 次回ですが、予定で5月に開催するスケジュールになっております。事前に皆様の日程を調整させていただいた結果、5月28日月曜日、1時30分から4時30分に開催させていただきたいと思います。皆さん、御出席をお願いいたします。また改めて御案内はさせていただきます。

○眞柄座長 きょうはどうもありがとうございました。また次回、よろしくお願いします。

○山村課長 皆さん、長時間にわたりまして御審議いただきまして、どうもありがとうございました。大変幅広い意見をいただきましたので、事務局の方で少し整理をさせていた

だいて、今後の対応について御相談させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(了)